

# 職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

平成29年10月

広島県人事委員会



## はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。





平成29年10月6日

広島県議会議長 宇田 伸 様  
広島県知事 湯崎英彦 様

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 職員の給与等について

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。



# 目 次

(別紙1)

<b>職員の給与に関する報告</b>	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数		1
(2) 平均年齢及び平均経験年数		2
(3) 年齢階層別職員構成		3
(4) 学歴別職員構成		4
(5) 平均給与月額		5
2 民間給与等の調査		6
(1) 給与改定等の状況		6
(2) 初任給の状況		7
3 職員給与と民間給与との比較		8
(1) 月例給		8
(2) 特別給		8
4 職員給与と国家公務員給与との比較		9
5 物価及び生計費		9
6 人事院の給与等報告及び勧告		10
7 結び		10
(1) 平成29年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		10
(2) 給与制度をめぐる諸課題		12
(3) 給与勧告実施の要請		12

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告	1
1 人材の確保・育成等		1
(1) 多様で有為な人材の確保		1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進		1
(3) 人材育成		2
(4) 女性の活躍の推進		2
(5) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応		3
2 働き方改革と勤務環境の整備		3
(1) 時間外勤務の縮減等		3
(2) 両立支援の取組の推進		5
3 職員の健康管理等		5
(1) 職員の健康管理		5
(2) 長距離・長時間通勤の解消		6
4 高齢層職員の能力及び経験の活用		6
5 不祥事防止に向けた取組の徹底		7

(別添資料)

人事院の給与等報告及び勧告の概要	別添	1
給与勧告の概要		1
公務員人事管理に関する報告の概要		3

# 職員の給与に関する報告



## 職員の給与に関する報告

本人事委員会は、昨年10月に職員の給与等に関する報告書を提出して以来、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査を行ったので、次のとおり報告する。

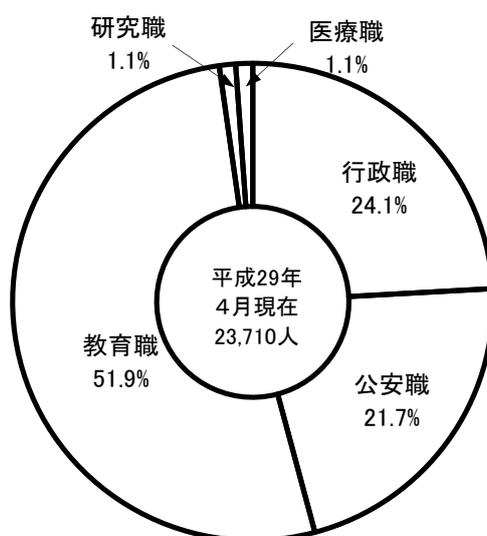
### 1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

#### (1) 職員数

職員の総数は23,710人で、これを給料表別にみると、第1図のとおり、教育職が全体の51.9%を占め、以下、行政職24.1%、公安職21.7%、研究職1.1%、医療職1.1%の順となっている。

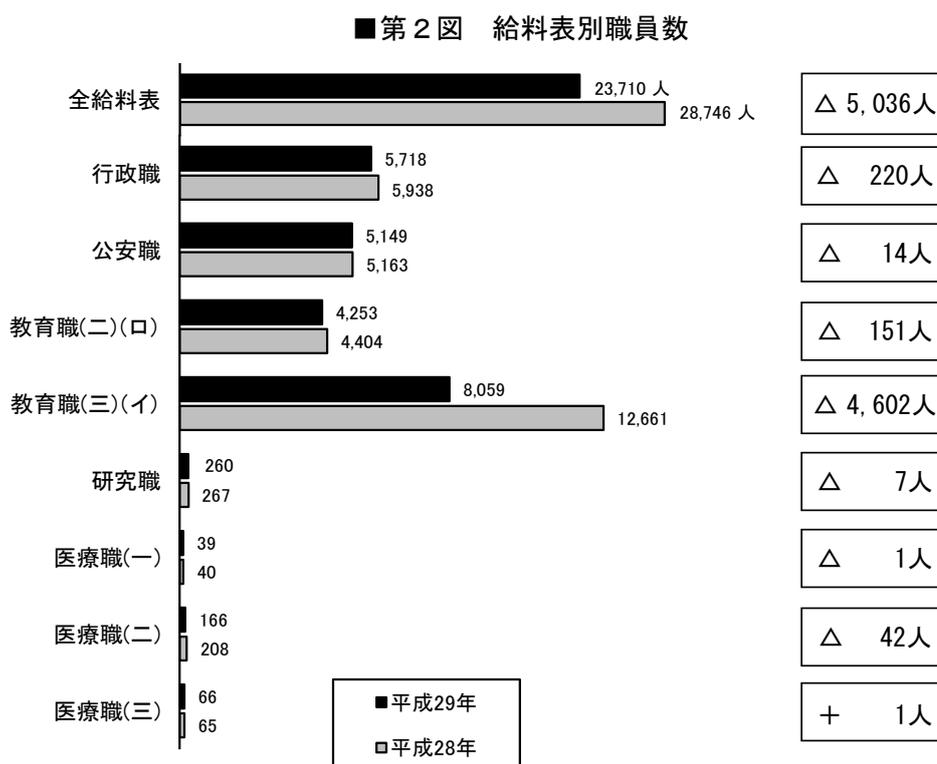
■ 第1図 給料表別職員構成比



(注) 小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

職員の総数を昨年と比べると5,036人減少しており、これを給料表別にみると、第2図のとおり、教育職給料表(三)(イ)の適用者（小中学校の教諭等）の4,602人の減少をはじめ、多くの給料表で減少している。なお、行政職給料表、教育職給料表(二)(ロ)、教育職給料表(三)(イ)及び医療職給料表(二)の適用者の減少理由は、国の制度改正により、広島市に教職員の給与負担権限が移譲されたため調査の対象外となったことなどによるものである。

【説明資料 第1表参照】



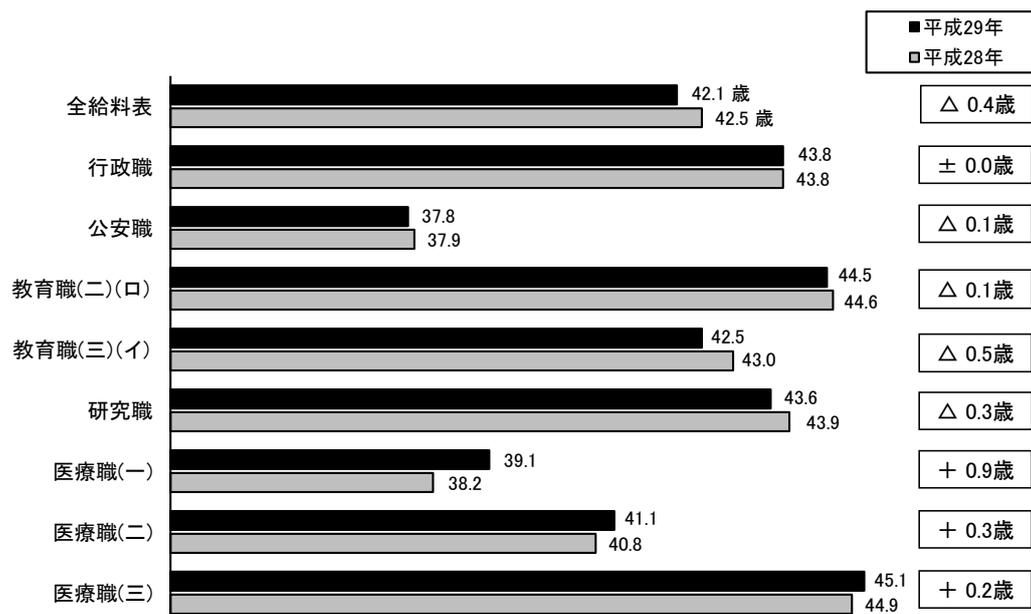
## (2) 平均年齢及び平均経験年数

職員の平均年齢は42.1歳である。これを給料表別にみると、第3図のとおり、平均年齢が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で45.1歳、最も低いのは公安職給料表の適用者（警察官）で37.8歳となっている。

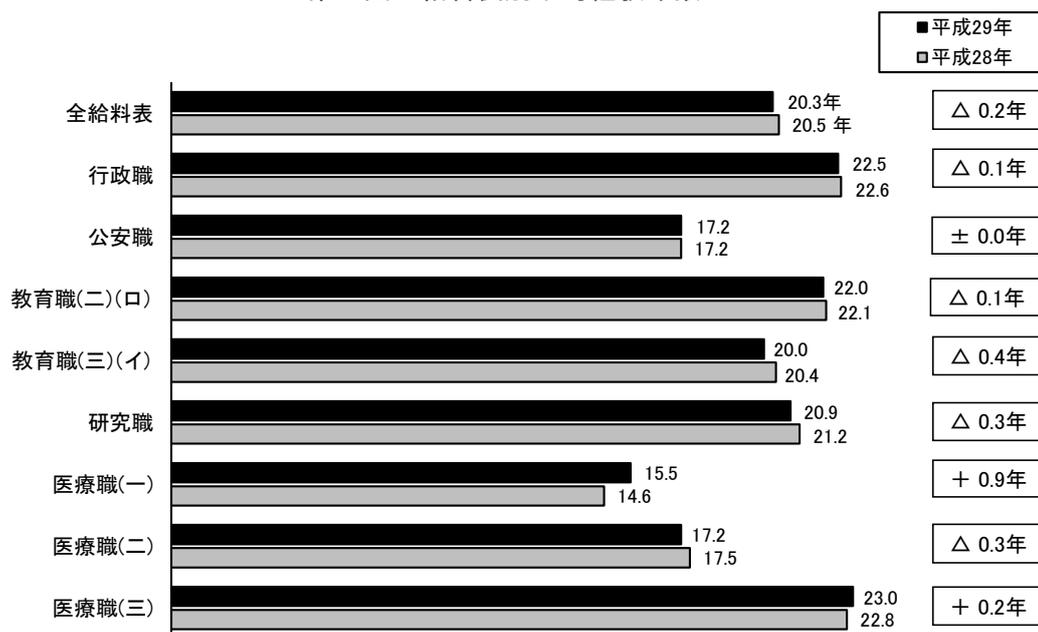
また、職員の平均経験年数は20.3年である。これを給料表別にみると、第4図のとおり、平均経験年数が最も長いのは医療職給料表(三)の適用者で23.0年、最も短いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で15.5年となっている。

【説明資料 第8表、第12表、第13表参照】

■ 第3図 給料表別平均年齢



■ 第4図 給料表別平均経験年数



### (3) 年齢階層別職員構成

職員数を5歳幅の年齢階層別で見ると、第1表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多い職員構成となっている。

各年齢階層の構成比を昨年と比べると、第5図のとおり、49歳以下の各年齢階層が増加している。

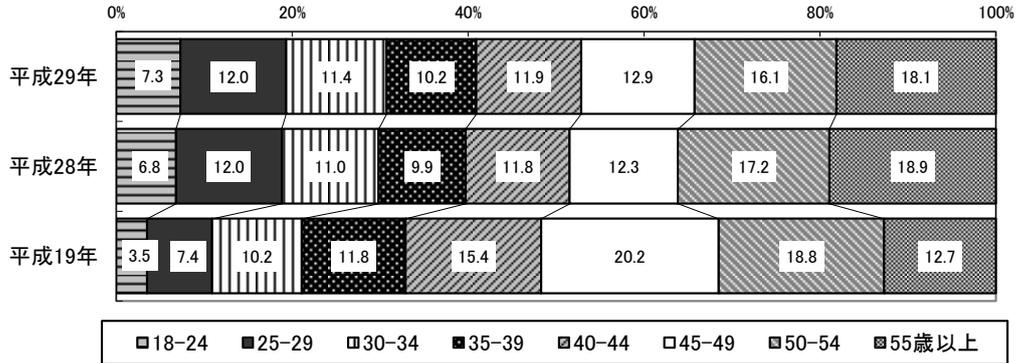
【説明資料 第11表参照】

■第1表 年齢階層別職員数（全給料表）

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
職員数	人 1,737 (1,963)	人 2,852 (3,461)	人 2,712 (3,149)	人 2,408 (2,849)	人 2,823 (3,400)	人 3,051 (3,550)	人 3,825 (4,936)	人 4,302 (5,438)

(注) ( ) 内は、平成28年4月現在の数値である。

■第5図 年齢階層別職員構成比（全給料表）



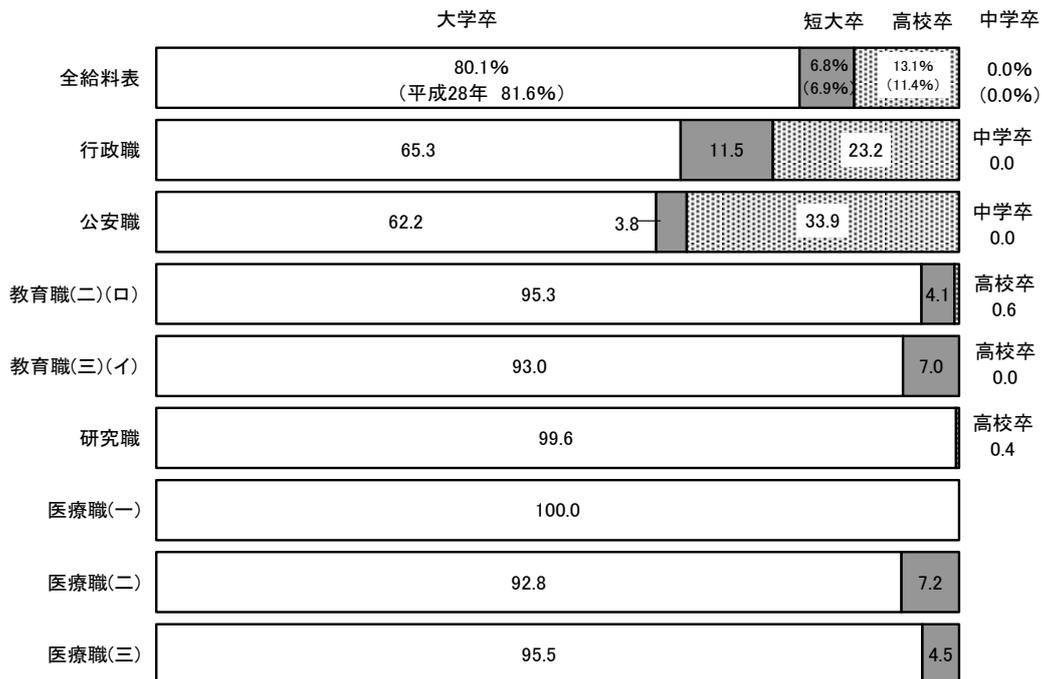
(注) 小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

(4) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第6図のとおり、大学卒が80.1%と最も多く、次いで高校卒13.1%、短大卒6.8%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、高校卒が1.7ポイント増加し、大学卒が1.5ポイント減少している。 【説明資料 第9表、第11表参照】

■第6図 給料表別学歴別職員構成比



## (5) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、393,261円（給料月額<sup>(注1)</sup>343,909円（給与月額に占める構成比87.5%）、給料の調整額・教職調整額<sup>(注2)</sup>7,364円（同1.9%）、扶養手当9,111円（同2.3%）、地域手当18,929円（同<sup>(注3)</sup>4.8%）、その他13,947円（同3.5%））で、これを給料表別にみると、第7図のとおり、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者で831,195円、最も低いのは医療職給料表(二)の適用者（薬剤師，獣医師等）で355,721円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.7%（2,686円）減少しているが、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者となっている。

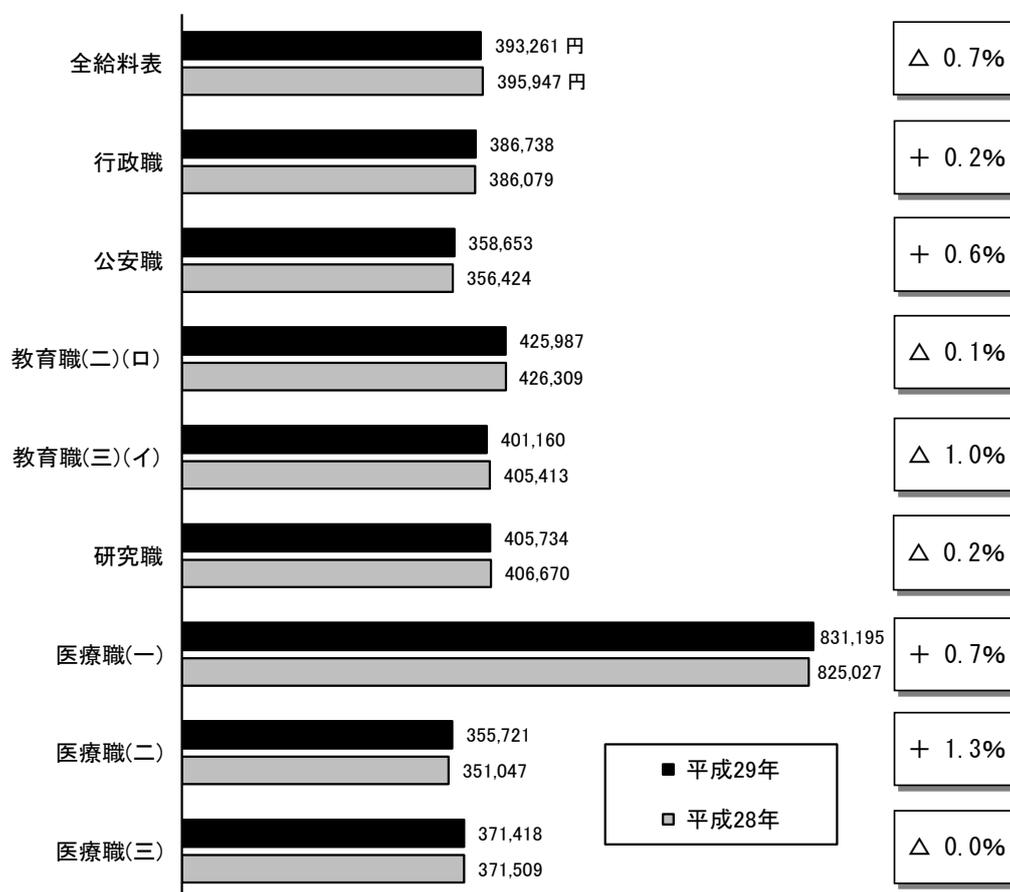
（注1） 給料月額には、平成27年4月1日及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

（注2） 扶養手当には、行政職給料表適用者のうち5級以上の職員の不支給に伴う経過措置額を含む。

（注3） 住居手当（行政職給料表適用者のうち5級以上の職員の不支給に伴う経過措置額を含む。）、管理職手当及びその他の手当（寒冷地手当の廃止に伴う経過措置額を含む。）

【説明資料 第1表参照】

■ 第7図 給料表別平均給与月額



## 2 民間給与等の調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,311の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選り出す抽出方法）によって抽出した345事業所について、平成29年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の職種12,222人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。また、その際、その他の職種1,174人についても同様の調査を行うとともに、各民間企業における給与改定の状況等について、詳細に調査を行った。

その結果、本年も各事業所の協力を得て、本県においては85.0%の事業所について調査を完了することができた。

【説明資料 第17表参照】

### (1) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第2表及び第3表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%（昨年36.0%）であり、昨年に比べ1.9ポイント減少している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は89.8%（同85.7%）であり、昨年に比べ4.1ポイント増加している。

■第2表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

区分		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
役職段階					
係員	H29	34.1	13.2	0.0	52.6
	H28	36.0	9.8	0.0	54.2
課長級	H29	25.5	15.8	0.0	58.7
	H28	24.3	11.6	0.5	63.5

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係員	H29	90.1	89.8	17.6	6.1	66.1	0.3	9.9
	H28	86.3	85.7	18.6	10.7	56.4	0.6	13.7
課長級	H29	81.0	80.3	12.7	5.5	62.0	0.8	19.0
	H28	76.9	76.2	16.1	10.2	49.9	0.7	23.1

(注) 定期昇給の有無が不明，定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(2) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は，第4表のとおり，新規学卒者の採用を行った事業所の割合は，大学卒で39.7%（昨年45.5%），高校卒で13.3%（同15.7%）となっている。そのうち，初任給について，増額した事業所の割合は大学卒で45.9%（同44.3%），高校卒で45.5%（同45.5%）であり，大学卒は昨年に比べ1.6ポイント増加し，高校卒は昨年と同水準となっている。一方，据え置いた事業所の割合は大学卒で54.1%（同55.7%），高校卒で51.7%（同51.8%）であり，それぞれ昨年に比べ1.6ポイント，0.1ポイント減少している。

【説明資料 第18表，第21表参照】

■第4表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区分 学歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	H29	39.7	(45.9)	(54.1)	(0.0)	60.3
	H28	45.5	(44.3)	(55.7)	(0.0)	54.5
高校卒	H29	13.3	(45.5)	(51.7)	(2.8)	86.7
	H28	15.7	(45.5)	(51.8)	(2.8)	84.3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。  
2 ( ) 内は，採用がある事業所を100とした割合である。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

行政職給料表の適用を受ける職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、民間給与実態調査の結果に基づき相互の本年4月における給与を比較し、その較差を総合したところ、第5表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均565円(0.14%)下回っていることが明らかとなった。

【説明資料 第1表, 第19表, 第20表参照】

■第5表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
392,711 円	392,146 円	565円 (0.14%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,718人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,547人(平均年齢44.5歳)である。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、民間給与実態調査の結果によると、第6表のとおり、所定内給与月額額の4.42月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.12月分下回っている。

【説明資料 第23表参照】

■第6表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.22 月分
上 半 期	2.20 月分
年 間 計	4.42 月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

#### 4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成28年地方公務員給与実態調査によれば、行政職給料表の適用を受ける職員とこれに相当する国家公務員について、平成28年4月1日現在の給料月額を、学歴別・経験年数別に国を基準としたラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は100.6となっている。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.0となっている。

#### 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(全国)は、昨年4月に比べ0.4%の増となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出(二人以上の世帯・全国)は、昨年4月に比べ0.9%の減となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別(2人世帯から4人世帯まで)の標準生計費は、第7表のとおりとなっている。

【説明資料 第28表、第29表参照】

■第7表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	178,940円	199,260円	219,620円
広 島 市	170,031円	188,763円	207,515円

## 6 人事院の給与等報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定についての勧告を行った。

この中で、給与改定については、本年4月の民間給与との較差を解消するための俸給表水準や本府省業務調整手当の引上げのほか、民間の支給状況を考慮して勤勉手当の支給割合を引き上げることとされた。

また、平成27年4月から実施されている給与制度の総合的見直しのうち、平成30年4月に措置する事項として、本府省業務調整手当の引上げ、及び若年層を中心に平成27年1月1日に抑制された昇給の回復を行うこととされた。

次に、「公務員人事管理に関する報告」では、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境の整備並びに高齢層職員の能力及び経験の活用について報告された。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

## 7 結び

### (1) 平成29年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

#### ア 給料表

本年の職員給与と民間給与との較差（565円）を解消するため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、本県職員の初任給が民間を下回っている状況にあることから、人事院の改定の考え方に準じ、初任給を含む若年層を中心に全ての号給を引き上げるとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

行政職給料表と同様の構造となっている医療職給料表(二)及び医療職給

料表(三)については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

その他の給料表については、国に準じて改定を行う必要がある。また、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、改定を行う必要がある。

## イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

## ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.30月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.42月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

## エ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

## (2) 給与制度をめぐる諸課題

### ア 高齢層職員の昇給制度の見直し

国が平成26年から実施している、55歳を超える職員の昇給抑制措置については、本県における勤務成績を昇給に反映させる際の運用等の実態、昨年4月から実施している本県独自の給料表の見直し及び多くの都道府県で国に準じた導入が進んでいる状況などを踏まえ、引き続き検討する必要がある。

### イ 特勤勤務手当等

特勤勤務手当等については、国における特勤官署等の指定の見直しや、本県における寒冷地手当の廃止などを踏まえ、平成30年4月から、特勤官署等の指定の見直しを行う必要がある。

### ウ 教員給与

国においては、公立学校の教員給与の見直しが進められており、部活動運営の適正化に向けた取組を前提として部活動指導業務等に係る手当の額を引き上げることとされ、さらには教員の働き方改革に向けて部活動指導業務に係る手当の支給要件の見直しが検討されているところである。

本県においても、国の動向を踏まえ、手当額の引上げとともに、支給要件の見直しについて検討する必要がある。

## (3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。



# 勸告



## 勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### 1 平成29年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（給与条例第18条第2項第2号イに規定する特定幹部職員（(イ)において「特定幹部職員」という。）にあつては、それぞれ1.1月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

## 2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	228,900	262,400	318,500	434,800	460,800	508,800
	2	143,700	230,500	264,300	320,700	438,800	464,800	512,800
	3	144,900	232,000	266,100	323,000	444,800	470,800	518,800
	4	146,000	233,600	268,200	325,200	452,800	478,800	526,800
	5	147,100	235,100	270,000	327,400			
	6	148,200	236,800	271,900	329,400			
	7	149,300	238,300	273,800	331,600			
	8	150,400	239,900	275,900	333,800			
	9	151,500	241,200	278,000	335,800			
	10	152,900	242,700	280,000	338,000			
	11	154,200	244,300	282,100	340,000			
	12	155,500	245,700	284,100	342,200			
	13	156,800	247,200	286,100	344,000			
	14	158,300	248,700	288,200	346,000			
	15	159,800	250,000	290,200	348,100			
	16	161,400	251,400	292,200	350,100			
	17	162,700	252,900	294,100	351,800			
	18	164,200	254,600	296,100	353,800			
	19	165,700	256,300	298,200	355,600			
	20	167,200	258,100	300,200	357,500			
	21	168,600	259,700	302,100	359,500			
	22	171,300	261,500	304,200	361,400			
	23	173,900	263,200	306,200	363,400			
	24	176,500	264,900	308,300	365,300			
	25	179,200	266,900	310,000	367,300			
	26	180,900	268,800	312,100	369,200			
	27	182,600	270,600	314,100	371,200			
	28	184,300	272,400	316,100	373,200			
	29	185,800	274,100	317,900	374,700			
	30	187,600	276,000	319,900	376,500			
	31	189,400	277,900	322,000	378,300			
	32	191,100	279,600	324,100	379,900			
	33	192,700	281,200	325,400	381,700			
	34	194,500	283,100	327,400	383,100			
	35	196,300	284,900	329,300	384,600			
	36	198,100	286,800	331,400	386,200			
	37	199,700	288,400	333,300	387,600			
	38	201,500	290,100	335,200	388,800			
	39	203,300	291,900	337,200	390,000			
	40	205,100	293,700	339,100	391,100			
	41	206,800	295,300	341,000	392,200			
	42	208,600	297,000	342,900	393,400			
	43	210,400	298,500	344,700	394,600			
	44	212,200	300,100	346,600	395,700			
	45	213,600	301,700	348,100	396,400			
	46	215,400	303,400	349,500	397,100			
	47	217,100	305,000	351,000	397,800			
48	218,900	306,700	352,500	398,500				

49	220,600	307,700	354,100	399,100
50	222,300	309,200	355,500	399,700
51	223,900	310,700	357,000	400,200
52	225,500	312,300	358,500	400,600
53	227,000	313,900	359,900	401,000
54	228,700	315,500	360,900	401,300
55	230,300	317,100	362,100	401,600
56	231,900	318,600	363,300	401,900
57	233,100	320,100	364,200	402,200
58	234,600	321,300	365,200	402,500
59	236,000	322,500	366,200	402,800
60	237,300	323,700	367,200	403,100
61	238,600	324,400	368,200	403,400
62	239,800	325,300	369,100	403,700
63	240,800	326,100	370,000	404,000
64	242,000	326,900	370,900	404,300
65	243,300	327,800	371,700	404,600
66	244,500	328,200	372,400	404,900
67	245,700	328,900	373,200	405,200
68	247,000	329,700	374,000	405,500
69	247,900	330,500	374,600	405,700
70	249,300	331,200	375,300	406,000
71	250,700	331,900	376,000	406,300
72	252,200	332,600	376,700	406,600
73	253,600	333,100	377,200	406,800
74	255,000	333,700	377,900	407,100
75	256,400	334,200	378,500	407,400
76	257,700	334,800	379,100	407,600
77	258,900	335,100	379,500	407,800
78	260,200	335,600	380,100	408,100
79	261,600	336,000	380,700	408,400
80	262,900	336,500	381,300	408,600
81	264,100	336,900	381,700	408,800
82	265,200	337,400	382,200	409,100
83	266,500	337,900	382,700	409,400
84	267,800	338,400	383,300	409,600
85	268,800	338,700	383,600	409,800
86	269,900	339,100	384,000	
87	271,200	339,600	384,400	
88	272,500	340,000	384,800	
89	273,500	340,300	385,100	
90	274,500	340,700	385,400	
91	275,400	341,200	385,700	
92	276,500	341,600	386,000	
93	277,600	341,800	386,200	
94		342,200	386,500	
95		342,700	386,800	
96		343,100	387,000	
97		343,200	387,200	
98		343,700	387,500	
99		344,100	387,800	
100		344,400	388,000	
101		344,700	388,100	
102		345,100	388,400	
103		345,500	388,700	
104		345,900	388,900	

	105		346,400	389,000				
	106		346,800					
	107		347,200					
	108		347,600					
	109		348,100					
	110		348,500					
	111		348,800					
	112		349,100					
	113		349,600					
再任用職員		214,800	254,800	286,600	314,700	356,400	389,500	440,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400		

49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	300,200	323,800	350,200	383,800				
95	301,300	325,200	351,700	384,400				
96	302,600	326,500	353,200	384,900				
97	303,700	327,700	354,500	385,300				
98	304,900	329,000	355,700	385,700				
99	306,100	330,300	356,800	386,300				
100	307,300	331,600	358,000	386,800				
101	308,500	333,000	359,100	387,200				
102	309,500	333,900	360,200	387,700				
103	310,600	335,000	361,300	388,300				
104	311,600	336,200	362,500	388,800				

105	312,400	337,300	363,700	389,100					
106	313,000	338,400	364,200	389,500					
107	313,600	339,400	364,800	390,000					
108	314,300	340,500	365,400	390,300					
109	314,800	341,700	366,000	390,600					
110	315,300	342,700	366,500	391,100					
111	315,800	343,700	367,000	391,600					
112	316,400	344,600	367,500	392,100					
113	317,200	345,500	367,900	392,400					
114	317,900	346,400	368,300	392,900					
115	318,600	347,400	368,900	393,400					
116	319,300	348,400	369,400	393,900					
117	319,900	349,400	369,800	394,200					
118	320,700	349,900	370,300	394,700					
119	321,400	350,500	370,900	395,200					
120	322,200	351,100	371,400	395,700					
121	322,800	351,400	371,500	396,100					
122	323,100	351,800	372,100	396,600					
123	323,600	352,300	372,600	397,000					
124	324,100	352,700	373,000	397,500					
125	324,400	353,100	373,500	397,900					
126		353,500	374,000						
127		354,000	374,500						
128		354,400	375,000						
129		354,800	375,300						
130		355,200	375,800						
131		355,600	376,300						
132		356,000	376,800						
133		356,200	377,100						
134		356,700	377,600						
135		357,100	378,000						
136		357,400	378,400						
137		357,700	378,700						
138		358,100	379,200						
139		358,600	379,700						
140		359,100	380,200						
141		359,400	380,500						
142		359,900							
143		360,400							
144		360,900							
145		361,200							
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表3

## 教育職給料表

## ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	
	41	230,800	286,200	351,800	404,400	
	42	232,500	288,600	353,900	405,800	
	43	234,100	290,900	355,800	407,100	
	44	235,700	293,400	357,900	408,600	
	45	237,200	295,500	359,700	410,200	
	46	238,600	298,000	361,700	411,500	
	47	239,900	300,300	363,700	413,000	
	48	241,100	303,000	365,700	414,600	
	49	242,600	305,400	367,300	416,300	
	50	244,100	307,800	369,100	417,700	
	51	245,300	310,300	371,000	419,300	
52	246,800	312,600	373,000	420,800		

53	248,000	314,900	374,900	422,500
54	249,200	317,100	376,700	424,000
55	250,600	319,200	378,500	425,600
56	251,700	321,400	380,200	427,200
57	253,000	323,500	381,700	428,700
58	254,100	325,600	383,300	430,200
59	255,200	327,700	385,000	431,400
60	256,400	329,700	386,700	432,600
61	257,700	331,800	387,900	433,800
62	259,000	333,900	389,300	435,100
63	260,400	336,100	390,700	436,400
64	261,500	338,300	392,000	437,600
65	262,800	340,100	393,400	438,800
66	264,300	342,300	394,600	440,000
67	265,800	344,300	396,000	441,200
68	267,500	346,500	397,400	442,400
69	269,000	348,300	398,700	443,600
70	270,400	350,200	400,000	444,800
71	271,800	352,300	401,400	446,000
72	273,200	354,300	402,700	447,200
73	274,300	355,900	404,000	448,300
74	275,700	357,800	405,400	448,900
75	277,100	359,600	406,800	449,400
76	278,300	361,500	408,100	449,900
77	279,600	363,400	409,300	450,400
78	280,800	365,100	410,500	
79	282,000	366,800	411,800	
80	283,200	368,400	413,200	
81	284,300	369,900	414,500	
82	285,500	371,400	415,700	
83	286,700	372,900	416,700	
84	287,900	374,300	417,900	
85	289,000	375,400	419,100	
86	290,100	376,800	420,300	
87	291,100	378,200	421,500	
88	292,300	379,500	422,500	
89	293,400	380,800	423,600	
90	294,500	382,100	424,600	
91	295,700	383,300	425,600	
92	296,900	384,600	426,600	
93	297,500	385,900	427,500	
94	298,500	387,000	428,300	
95	299,600	388,300	429,100	
96	300,800	389,500	429,900	
97	301,800	390,900	430,700	
98	302,900	391,900	431,100	
99	303,900	393,000	431,500	
100	305,000	394,000	431,900	
101	305,900	394,900	432,300	
102	307,000	395,900	432,600	
103	308,100	397,000	432,900	
104	309,100	398,100	433,200	
105	309,700	398,800	433,500	
106	310,600	399,700	433,800	
107	311,400	400,600	434,100	
108	312,200	401,500	434,300	
109	313,100	402,300	434,500	
110	313,500	403,200	434,800	
111	313,900	404,000	435,100	
112	314,400	404,800	435,300	

113	315,000	405,400	435,500		
114	315,400	406,100	435,800		
115	315,900	406,800	436,100		
116	316,400	407,500	436,300		
117	317,000	408,100	436,500		
118	317,500	408,600			
119	317,900	409,000			
120	318,400	409,400			
121	318,900	409,800			
122	319,300	410,100			
123	319,800	410,400			
124	320,300	410,600			
125	320,900	410,800			
126	321,200	411,100			
127	321,500	411,400			
128	321,800	411,600			
129	322,000	411,800			
130	322,300	412,100			
131	322,600	412,400			
132	322,900	412,600			
133	323,100	412,800			
134	323,300	413,100			
135	323,500	413,400			
136	323,800	413,600			
137	324,100	413,800			
138	324,300	414,100			
139	324,600	414,400			
140	324,900	414,600			
141	325,100	414,800			
142	325,300	415,100			
143	325,600	415,400			
144	325,800	415,600			
145	326,100	415,800			
146	326,300				
147	326,600				
148	326,900				
149	327,100				
150	327,300				
151	327,600				
152	327,900				
153	328,100				
再任用職員	233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	
	49	242,000	278,500	363,500	385,400	
	50	243,400	280,500	365,000	386,900	
	51	244,900	282,400	366,600	388,400	
52	246,100	284,400	368,200	389,800		

53	247,200	286,200	369,700	391,000
54	248,600	288,600	371,200	392,300
55	249,800	290,900	372,700	393,400
56	251,000	293,400	374,200	394,500
57	252,200	295,500	375,700	395,900
58	253,400	298,000	377,100	397,100
59	254,500	300,300	378,500	398,300
60	255,700	303,000	379,800	399,600
61	257,100	305,400	380,700	400,800
62	258,300	307,800	381,900	401,800
63	259,500	310,300	383,100	403,200
64	260,400	312,600	384,200	404,500
65	261,400	314,900	385,100	405,700
66	262,800	317,100	386,300	406,800
67	264,200	319,200	387,300	408,000
68	265,700	321,400	388,400	409,100
69	267,300	323,500	389,600	410,100
70	268,800	325,600	390,600	411,300
71	270,300	327,800	391,700	412,500
72	271,700	329,800	392,900	413,700
73	272,700	331,900	393,900	414,300
74	273,900	334,000	395,000	415,100
75	275,200	336,200	396,100	415,800
76	276,400	338,400	397,200	416,300
77	277,700	340,100	398,100	416,600
78	278,800	342,000	399,000	417,000
79	280,000	343,700	400,000	417,400
80	281,200	345,500	401,000	417,800
81	282,400	347,300	401,800	418,100
82	283,300	349,100	402,600	418,500
83	284,500	350,600	403,300	418,900
84	285,700	352,400	404,100	419,200
85	286,700	353,600	404,800	419,500
86	287,600	355,200	405,600	419,900
87	288,300	356,700	406,300	420,300
88	289,300	358,200	407,000	420,600
89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	
95	294,700	367,800	410,600	
96	295,500	369,000	410,900	
97	296,300	370,000	411,200	
98	297,100	371,000	411,500	
99	297,900	372,000	411,800	
100	298,600	373,000	412,000	
101	299,500	373,900	412,200	
102	300,000	374,900	412,500	
103	300,500	375,900	412,800	
104	301,000	376,900	413,000	
105	301,200	377,700	413,200	
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	
109	302,300	381,300	414,200	
110	302,500	382,300	414,500	
111	302,800	383,300	414,800	
112	303,100	384,300	415,000	

113	303,300	384,900	415,200		
114	303,500	385,800	415,500		
115	303,700	386,700	415,800		
116	304,000	387,600	416,000		
117	304,300	388,400	416,200		
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,200	390,700			
121	305,300	391,300			
122	305,500	392,100			
123	305,800	392,800			
124	306,100	393,500			
125	306,300	394,100			
126		394,800			
127		395,300			
128		395,900			
129		396,600			
130		397,200			
131		397,700			
132		398,200			
133		398,500			
134		398,800			
135		399,100			
136		399,400			
137		399,700			
138		400,000			
139		400,300			
140		400,600			
141		400,900			
142		401,200			
143		401,500			
144		401,800			
145		402,000			
146		402,300			
147		402,600			
148		402,800			
149		403,000			
150		403,300			
151		403,600			
152		403,800			
153		404,000			
154		404,300			
155		404,600			
156		404,800			
157		405,000			
再任用職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員
  - (2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表 4

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800	

53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
74	262,100	318,200	388,200		
75	263,500	319,300	388,800		
76	264,600	320,400	389,500		
77	265,700	321,500	390,200		
78	266,900	322,500	390,800		
79	268,200	323,400	391,400		
80	269,300	324,300	392,000		
81	270,600	325,400	392,600		
82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			
91	282,200	331,000			
92	283,400	331,500			
93	284,300	331,800			
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			
97	287,700	333,700			
98	288,600	334,200			
99	289,300	334,700			
100	290,200	335,200			
101	291,100	335,700			
102	291,800	336,200			
103	292,500	336,700			
104	293,200	337,200			
105	293,900	337,700			
106	294,400	338,100			
107	294,900	338,600			
108	295,400	339,000			
109	295,600	339,500			
110	296,000	339,900			
111	296,300	340,400			
112	296,600	340,800			

	113	296,900	341,300			
	114	297,200	341,700			
	115	297,500	342,200			
	116	297,800	342,600			
	117	298,100	343,100			
	118	298,500	343,500			
	119	298,800	343,900			
	120	299,200	344,300			
	121	299,500	344,700			
再任用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表 5

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800	

53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	
83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		
91		483,200		
92		483,600		
93		484,100		
94		484,700		
95		485,300		
96		485,900		
97		486,400		
再任用職員	295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,500	220,900	279,400	326,300	370,700
	2	148,900	222,500	281,400	328,300	373,400
	3	150,300	224,100	283,600	330,500	376,000
	4	151,700	225,700	285,700	332,700	378,700
	5	152,900	227,100	287,900	334,600	381,100
	6	154,700	228,700	290,000	336,800	383,800
	7	156,400	230,200	292,100	338,800	386,400
	8	158,100	231,800	294,200	341,000	389,100
	9	159,800	233,000	296,200	342,800	391,200
	10	161,500	234,500	298,400	344,900	393,500
	11	163,200	235,900	300,500	347,100	395,700
	12	165,000	237,100	302,700	349,200	397,900
	13	166,500	238,800	304,800	350,700	400,000
	14	168,400	240,200	306,700	352,700	402,000
	15	170,400	241,400	308,800	354,600	404,000
	16	172,300	242,800	310,800	356,600	406,100
	17	174,200	243,800	312,800	358,500	407,900
	18	176,100	245,000	314,800	360,500	409,900
	19	177,900	246,200	316,900	362,500	411,800
	20	179,800	247,400	319,000	364,500	413,900
	21	181,700	248,800	320,800	366,300	415,700
	22	184,200	249,800	322,800	368,300	417,300
	23	186,700	250,800	324,600	370,400	418,900
	24	189,200	251,900	326,600	372,500	420,400
	25	191,700	253,100	328,400	373,900	421,900
	26	193,300	254,600	330,300	375,700	423,200
	27	194,900	256,300	332,300	377,500	424,500
	28	196,400	258,100	334,300	379,200	425,800
	29	198,000	259,700	335,700	381,000	427,100
	30	199,700	261,500	337,500	382,500	428,300
	31	201,300	263,200	339,200	384,100	429,500
	32	203,000	264,900	341,000	385,800	430,600
	33	204,600	266,900	342,700	387,100	431,800
	34	206,200	268,800	344,500	388,400	433,000
	35	207,800	270,600	346,400	389,700	434,200
	36	209,400	272,400	348,200	390,900	435,400
	37	210,900	274,400	350,000	392,000	436,700
	38	212,500	276,200	351,700	393,200	437,500
	39	214,200	278,000	353,300	394,300	437,900
	40	215,900	279,700	355,000	395,400	438,600
	41	217,200	281,500	356,200	396,200	439,100
	42	218,700	283,400	357,200	397,000	439,500
	43	220,100	285,300	358,300	397,800	439,900
	44	221,600	287,100	359,400	398,600	440,300
	45	223,000	289,000	360,500	399,000	440,700
	46	224,400	290,800	361,200	399,600	441,100
	47	225,700	292,600	362,300	400,100	441,500
48	227,000	294,500	363,300	400,500	441,800	

49	228,400	296,200	364,200	400,900	442,100
50	229,800	297,900	365,100	401,200	442,500
51	231,300	299,700	366,000	401,500	442,800
52	232,700	301,500	366,900	401,800	443,100
53	233,900	302,900	367,600	402,100	443,400
54	235,200	304,600	368,300	402,400	
55	236,200	306,100	369,100	402,700	
56	237,500	307,700	369,900	403,000	
57	238,900	309,400	370,300	403,300	
58	240,200	311,100	370,900	403,600	
59	241,300	312,700	371,600	403,900	
60	242,600	314,400	372,300	404,300	
61	243,900	315,400	372,600	404,500	
62	245,100	316,800	373,200	404,800	
63	246,300	318,300	373,800	405,100	
64	247,400	319,900	374,400	405,400	
65	248,500	321,300	374,700	405,600	
66	249,900	322,600	375,200		
67	251,400	323,800	375,800		
68	252,800	325,100	376,300		
69	254,400	326,200	376,600		
70	255,800	327,200	377,000		
71	257,200	328,300	377,400		
72	258,500	329,300	377,800		
73	259,600	329,800	378,300		
74	261,000	330,700	378,700		
75	262,400	331,500	379,200		
76	263,700	332,400	379,700		
77	264,600	333,200	380,100		
78	265,900	333,500	380,600		
79	267,200	334,100	381,100		
80	268,500	334,800	381,600		
81	269,400	335,400	381,900		
82	270,600	336,100	382,400		
83	271,900	336,800	382,800		
84	273,200	337,500	383,200		
85	274,100	338,200	383,600		
86	275,200	338,700	384,100		
87	276,100	339,300	384,500		
88	277,200	339,900	384,900		
89	278,200	340,200	385,300		
90	279,200	340,800	385,800		
91	280,300	341,300	386,200		
92	281,400	341,900	386,600		
93	282,100	342,400	386,900		
94	282,800	342,900	387,400		
95	283,300	343,400	387,800		
96	284,100	343,800	388,200		
97	284,900	344,100	388,500		
98	285,500	344,400			
99	286,100	344,800			
100	286,700	345,100			
101	287,400	345,600			
102	287,900	345,900			
103	288,300	346,200			
104	288,700	346,500			

105	288,900	346,900			
106	289,100	347,200			
107	289,300	347,600			
108	289,500	347,900			
109	289,900	348,300			
110	290,100	348,600			
111	290,300	348,900			
112	290,500	349,200			
113	290,900	349,500			
114	291,100	349,900			
115	291,300	350,300			
116	291,600	350,700			
117	292,000	351,200			
118	292,300	351,600			
119	292,500	352,000			
120	292,800	352,400			
121	293,100	352,900			
122	293,300				
123	293,500				
124	293,800				
125	294,100				
再任用職員	214,900	256,500	279,100	322,400	364,600

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	161,300	237,200	285,400	329,500	373,700
	2	162,700	239,000	287,200	331,600	376,300
	3	164,200	240,800	289,000	333,600	379,000
	4	165,600	242,600	290,900	335,800	381,600
	5	167,100	244,000	292,700	337,800	383,800
	6	168,600	245,300	294,500	339,900	386,200
	7	170,100	246,500	296,400	342,100	388,500
	8	171,600	247,800	298,200	344,200	390,800
	9	172,900	248,800	300,100	345,700	392,800
	10	174,600	249,900	302,000	347,700	394,900
	11	176,200	250,800	303,800	349,600	397,100
	12	177,800	251,700	305,700	351,600	399,400
	13	179,600	253,000	307,300	353,600	401,300
	14	181,900	254,100	308,900	355,700	403,300
	15	184,200	254,900	310,700	357,800	405,500
	16	186,500	255,900	312,500	359,800	407,700
	17	188,800	256,600	314,200	361,800	409,700
	18	190,900	257,700	315,800	363,800	411,900
	19	193,000	258,700	317,500	365,900	414,100
	20	195,000	259,900	319,200	368,000	416,200
	21	197,100	260,700	320,600	369,700	418,100
	22	199,400	261,800	322,100	371,800	420,000
	23	201,700	262,700	323,600	373,900	421,800
	24	204,000	263,800	325,100	375,900	423,700
	25	206,400	265,000	326,600	377,900	425,400
	26	207,800	265,900	328,000	379,500	427,000
	27	209,200	267,100	329,500	381,400	428,700
	28	210,500	268,400	331,100	383,300	430,300
	29	211,900	269,800	332,300	385,100	431,600
	30	213,400	271,200	333,800	386,800	432,900
	31	214,900	272,500	335,200	388,700	434,500
	32	216,100	274,000	336,700	390,500	436,000
	33	217,500	275,400	338,300	392,200	437,700
	34	219,000	276,900	339,800	393,900	439,300
	35	220,500	278,200	341,400	395,700	440,700
	36	222,000	279,700	342,900	397,400	442,100
	37	223,400	281,400	344,600	399,000	443,200
	38	225,100	283,100	346,200	400,700	444,500
	39	226,800	284,700	347,700	402,500	445,800
	40	228,500	286,200	349,300	404,300	447,200
	41	229,900	287,600	350,500	405,800	448,200
	42	231,600	289,500	352,000	407,300	448,900
	43	233,300	291,400	353,500	408,800	449,700
	44	235,000	293,200	354,900	410,100	450,300
	45	236,600	294,900	356,500	411,200	451,200
	46	238,000	296,600	357,500	412,300	451,900
	47	239,300	298,300	359,000	413,400	452,700
	48	240,400	300,100	360,300	414,600	453,500
	49	241,600	301,700	361,700	415,900	454,200
	50	242,700	303,200	363,100	417,000	454,900
	51	243,600	304,800	364,400	418,200	455,600
52	244,700	306,400	365,800	419,300	456,400	

53	245,800	307,800	367,200	420,500	457,200
54	246,900	309,200	368,300	421,500	458,000
55	247,800	310,600	369,300	422,600	458,700
56	248,900	312,200	370,400	423,700	459,400
57	249,500	313,700	371,400	424,800	460,200
58	250,400	315,100	372,100	425,300	
59	251,300	316,500	373,000	425,900	
60	252,200	318,000	373,900	426,300	
61	253,000	318,900	374,400	426,900	
62	254,000	320,300	375,100	427,400	
63	254,900	321,700	375,800	427,800	
64	255,900	323,200	376,500	428,300	
65	256,900	324,300	377,100	428,900	
66	258,100	325,700	377,700	429,300	
67	259,300	327,000	378,400	429,600	
68	260,500	328,300	379,000	429,900	
69	261,600	329,700	379,500	430,300	
70	263,100	331,100	380,000		
71	264,500	332,500	380,600		
72	265,900	333,800	381,100		
73	267,500	334,700	381,700		
74	269,100	336,000	382,100		
75	270,600	337,200	382,600		
76	272,100	338,500	383,000		
77	273,500	339,600	383,300		
78	275,000	340,500	383,800		
79	276,500	341,700	384,200		
80	277,800	343,000	384,400		
81	279,300	344,100	384,600		
82	280,800	345,300	385,000		
83	282,300	346,500	385,300		
84	283,800	347,600	385,500		
85	284,900	348,600	385,700		
86	286,400	349,600	386,100		
87	287,900	350,700	386,500		
88	289,300	351,800	386,800		
89	290,400	352,600	387,100		
90	291,800	353,700	387,500		
91	293,000	354,800	388,000		
92	294,300	355,900	388,400		
93	295,700	356,600	388,700		
94	297,000	357,400	389,100		
95	298,200	358,200	389,600		
96	299,500	358,900	390,000		
97	300,100	359,500	390,300		
98	301,300	360,000			
99	302,400	360,600			
100	303,600	361,100			
101	304,700	361,700			
102	305,900	362,200			
103	307,100	362,800			
104	308,200	363,300			
105	309,500	363,700			
106	310,700	364,100			
107	311,900	364,700			
108	313,100	365,200			
109	313,900	365,500			
110	314,600	366,000			
111	315,300	366,400			
112	315,900	366,700			

113	316,600	367,300			
114	316,900	367,800			
115	317,500	368,300			
116	318,200	368,800			
117	318,600	369,400			
118	319,200	369,900			
119	319,800	370,400			
120	320,400	370,800			
121	320,800	371,400			
122	321,300	371,900			
123	321,800	372,400			
124	322,300	372,900			
125	322,700	373,500			
126	323,100	373,900			
127	323,400	374,400			
128	323,700	374,900			
129	324,100	375,500			
130	324,500				
131	324,900				
132	325,200				
133	325,400				
134	325,700				
135	326,100				
136	326,300				
137	326,500				
138	326,800				
139	327,100				
140	327,400				
141	327,600				
142	327,900				
143	328,300				
144	328,500				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,300				
148	329,500				
149	329,800				
150	330,200				
151	330,600				
152	331,000				
153	331,300				
154	331,700				
155	332,100				
156	332,500				
157	332,800				
158	333,200				
159	333,500				
160	333,900				
161	334,200				
162	334,600				
163	335,000				
164	335,400				
165	335,700				
166	336,100				
167	336,500				
168	336,900				
169	337,200				
再任用職員	255,000	272,400	286,000	325,800	370,200

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表 6

## 教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	
	49	242,000	278,500	363,500	385,400	
	50	243,400	280,500	365,000	386,900	
	51	244,900	282,400	366,600	388,400	
52	246,100	284,400	368,200	389,800		

53	247,200	286,200	369,700	391,000
54	248,600	288,600	371,200	392,300
55	249,800	290,900	372,700	393,400
56	251,000	293,400	374,200	394,500
57	252,200	295,500	375,700	395,900
58	253,400	298,000	377,100	397,100
59	254,500	300,300	378,500	398,300
60	255,700	303,000	379,800	399,600
61	257,100	305,400	380,700	400,800
62	258,300	307,800	381,900	401,800
63	259,500	310,300	383,100	403,200
64	260,400	312,600	384,200	404,500
65	261,400	314,900	385,100	405,700
66	262,800	317,100	386,300	406,800
67	264,200	319,200	387,300	408,000
68	265,700	321,400	388,400	409,100
69	267,300	323,500	389,600	410,100
70	268,800	325,600	390,600	411,300
71	270,300	327,800	391,700	412,500
72	271,700	329,800	392,900	413,700
73	272,700	331,900	393,900	414,300
74	273,900	334,000	395,000	415,100
75	275,200	336,200	396,100	415,800
76	276,400	338,400	397,200	416,300
77	277,700	340,100	398,100	416,600
78	278,800	342,000	399,000	417,000
79	280,000	343,700	400,000	417,400
80	281,200	345,500	401,000	417,800
81	282,400	347,300	401,800	418,100
82	283,300	349,100	402,600	418,500
83	284,500	350,600	403,300	418,900
84	285,700	352,400	404,100	419,200
85	286,700	353,600	404,800	419,500
86	287,600	355,200	405,600	419,900
87	288,300	356,700	406,300	420,300
88	289,300	358,200	407,000	420,600
89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	
95	294,700	367,800	410,600	
96	295,500	369,000	410,900	
97	296,300	370,000	411,200	
98	297,100	371,000	411,500	
99	297,900	372,000	411,800	
100	298,600	373,000	412,000	
101	299,500	373,900	412,200	
102	300,000	374,900	412,500	
103	300,500	375,900	412,800	
104	301,000	376,900	413,000	
105	301,200	377,700	413,200	
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	
109	302,300	381,300	414,200	
110	302,500	382,300	414,500	
111	302,800	383,300	414,800	
112	303,100	384,300	415,000	

113	303,300	384,900	415,200		
114	303,500	385,800	415,500		
115	303,700	386,700	415,800		
116	304,000	387,600	416,000		
117	304,300	388,400	416,200		
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,200	390,700			
121	305,300	391,300			
122	305,500	392,100			
123	305,800	392,800			
124	306,100	393,500			
125	306,300	394,100			
126		394,800			
127		395,300			
128		395,900			
129		396,600			
130		397,200			
131		397,700			
132		398,200			
133		398,500			
134		398,800			
135		399,100			
136		399,400			
137		399,700			
138		400,000			
139		400,300			
140		400,600			
141		400,900			
142		401,200			
143		401,500			
144		401,800			
145		402,000			
146		402,300			
147		402,600			
148		402,800			
149		403,000			
150		403,300			
151		403,600			
152		403,800			
153		404,000			
154		404,300			
155		404,600			
156		404,800			
157		405,000			
再任用職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 7

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

別表 8

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000



# 人事行政における当面の諸課題に関する報告



## 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為な人材の確保

多様で有為な人材を確保するためには、多くの受験者を確保する必要があるが、公務員試験をめぐっては、民間企業の採用拡大の影響などにより、全国的に志望者数が減少傾向にある。

こうした中で、本県においては、専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務B）」区分を実施し、また、社会人経験者試験の受験資格の年齢制限を撤廃するなど、新たな受験者層を掘り起こし、より意欲の強い受験者を確保するための取組を進めてきたところである。

その結果、本年度の受験者数においては、一定の成果が見られたものの、一部の技術系職種について引き続き競争倍率が低い水準で推移している状況にある。

こうした状況を踏まえ、各任命権者とも協力し、県の業務内容や県で働く魅力について、一層の情報発信に努め、今後とも、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組む必要がある。

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、人事評価制度に関する規程等について充実や改善を図りながら、その運用を

進めているところである。

しかしながら、これらの制度を人事管理の基礎として活用していくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑に運用していく必要がある。このため、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていく必要がある。

### (3) 人材育成

組織の総合力を高めていくためには、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、その職務遂行能力を発揮することができるような人材育成を図る必要がある。

そのためには、人事評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、経歴等の多様性に配慮しながら、個々の職員に応じ、採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、出産や育児、介護等のために一時的に職務から離れ、ある時期においてキャリア形成上必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、必要な業務経験を積むための支援を行うなど、ライフイベントに配慮した人材育成システムの構築が必要である。

### (4) 女性の活躍の推進

女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、計画的な取組を行っているところであるが、特に管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職の女性登用率）の向上について、依然として十分とは言えない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

## (5) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員について、「特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する」ことを内容とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、本年5月に公布され、平成32年度から施行されることとなっている。

この法改正を受け、施行日までに、臨時・非常勤職員の実態把握をはじめ、臨時・非常勤の職の再設定に向けた検討や会計年度任用職員の任用・勤務条件等のあり方の検討を行った上で、所要の規程を整備し、採用に向けた対応を行うことが求められている。

任命権者においては、相互の連携及び調整を図りながら、国や他県の動向も注視しつつ、計画的かつ円滑に新しい制度が導入されるよう、着実に準備を進めていく必要がある。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

なお、民間企業の働き方改革に関しては、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革や両立支援に関する取組が行われようとしているところであり、その動向を注視しながら本県職員の働き方改革の取組を進めていく必要がある。

### (1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、内部協議資料の作成の基本ルールの設定などの業務改善面での取組も進められている。

昨年度の時間外勤務の状況については、平成 27 年度と比較すると、全体として減少しているところであるが、依然として長時間勤務を行っている職員も見受けられる。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対して、所掌する事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進めるほか、週休日の振替制度の活用等を図るとともに、国の取組も参考にしながら、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

イ 特に、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっているとして、文部科学省は、昨年 6 月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」の報告を取りまとめ、学校現場における業務の適正化に向けた支援に取り組むこととしており、本年 6 月に、学校の働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問したところ、本年 8 月には特別部会において勤務時間管理などに関して言及した緊急提言がまとめられた。また、スポーツ庁において、来年 3 月を目途に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を取りまとめることとしている。

本県教育委員会においても、業務改善モデル校での時間外勤務などのアンケート結果を踏まえ、教員が高いモチベーションを保ち、子供と向き合う時間が確保できていることを目指し、これまでも、業務改善プロジェクト・チームにおいて持続的な業務改善のための取組が進められており、本年度も教務事務支援員の配置の拡充、校務支援システムの本格稼働、部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁の試行実施など、取組の強化が図られているところである。

今後、より一層、教員の負担軽減につなげ、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教育委員会は自らの責任として、できる限り早期に、まずは教員の勤務実態の把握を的確に行う必要がある。その上で、把握結果を分析し、具体的な勤務環境の改善策を講じるなど、これまで以上に実効性のある取組を組織全体で行い、学校における働き方改革を進める必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続して取得することを促すなど、計画的な年次有給休暇の取得の取組を行っているところであるが、今後とも、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に積極的に取り組む必要がある。

## (2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児休業の活用をはじめとして、依然として十分とは言えない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

## 3 職員の健康管理等

### (1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、各種研修や相談体制の充実など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いこと

から、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワー・ハラスメントについても、引き続き各任命権者において、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、昨年度から実施しているストレスチェック制度については、今後、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に改めて周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

## (2) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきたところであるが、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

## 4 高齢層職員の能力及び経験の活用

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げが始まり、雇用と年金の接続が社会的な課題となる中、各任命権者においては、退職者が年金支給開始年齢に達するまでスタッフ職を中心として再任用することで対応してきている。

年金支給開始年齢の引上げに伴い、再任用希望者が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、今後とも、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

一方、定年の引上げについて、政府は、本年6月に閣議決定された「経済

財政運営と改革の基本方針2017」において、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」こととしており、同閣議決定を受けて、関係府省の局長級を構成員とする「公務員の定年の引上げに関する検討会」が設置されたところである。本県においても、こうした状況を注視しながら、高齢層職員の能力及び経験の一層の活用について検討を行っていく必要がある。

## 5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として職員による重大な非違行為が発生しており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向け、改めて、原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていく必要がある。



# 人事院の給与等報告及び勧告の概要



# 人事院の給与等報告及び勧告の概要

## 【給与勧告の概要】

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.8%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注)56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

#### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## 【公務員人事管理に関する報告の概要】

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是非や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性のある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能になることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討



# 說 明 資 料



# 目 次

## 1 職員の給与及び人事統計関係資料

第 1 表	職員の給与額	1
第 2 表	職員の扶養手当の支給状況	3
第 3 表	職員の地域手当の支給状況	4
第 4 表	職員の住居手当の支給状況	5
第 5 表	職員の管理職手当の支給状況	6
第 6 表	職員の通勤手当の支給状況	7
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	8
第 8 表	職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数	9
第 9 表	職員の給料表別，学歴別，性別人員構成比	9
第 10 表	給料表別，級別，号給別人員分布	10
その 1	行政職給料表	10
その 2	公安職給料表	12
その 3	教育職給料表(二)(ロ)	15
その 4	教育職給料表(三)(イ)	18
その 5	研究職給料表	21
その 6	医療職給料表(一)	23
その 7	医療職給料表(二)	25
その 8	医療職給料表(三)	27
第 11 表	給料表別，級別，学歴別，年齢別人員分布	30
その 1	行政職給料表	30
その 2	公安職給料表	34
その 3	教育職給料表(二)(ロ)	39
その 4	教育職給料表(三)(イ)	41
その 5	研究職給料表	43
その 6	医療職給料表(一)	45
その 7	医療職給料表(二)	46
その 8	医療職給料表(三)	48
第 12 表	給料表別，級別平均年齢	50
第 13 表	給料表別，級別平均経験年数	50
第 14 表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の給料表別，級別人員分布	51
第 15 表	再任用職員（短時間勤務職員）の給料表別，級別人員分布	51
その 1	フルタイムの 3 / 4 勤務職員	51
その 2	フルタイムの 1 / 2 勤務職員	51
第 16 表	特定任期付職員給料表の号給別人員	52

## 2 民間給与関係資料

平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要	53
第 17 表 民間給与実態調査事業所数	54
その 1 産業別，企業規模別調査事業所数	54
その 2 地域別，企業規模別調査事業所数	54
第 18 表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	55
第 19 表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与の支給状況等	56
その 1 給与比較の対象職種	56
1 全規模	56
2 規模 500 人以上	58
3 規模 100 人以上 500 人未満	60
4 規模 100 人未満	62
その 2 給与比較の対象外職種	64
その 3 再雇用者	65
第 20 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付	66
第 21 表 民間における初任給の改定状況	67
第 22 表 民間における定期昇給制度の状況	67
第 23 表 民間における特別給の支給状況	68
第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	68
第 25 表 民間における家族手当の支給状況	69
その 1 家族手当の支給状況	69
その 2 扶養家族の構成別支給月額	69
第 26 表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況	69
第 27 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働 に係る割増賃金率の状況	70

## 3 生計費関係資料

平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	71
第 28 表 費目別，世帯人員別標準生計費	72
その 1 全 国	72
その 2 広島市	72
参 考 費目別，世帯人員別生計費換算乗数	72

## 4 労働経済関係資料

第 29 表 労働経済指標	73
---------------	----

# 1 職員の給与及び人事統計関係資料



# 第1表 職員の給与額

(平成29年4月現在)

項目	給料表	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職
			給料表	給料表	給料表(二)(ロ)	給料表(三)(イ)
職員数(人)		23,710	5,718	5,149	4,253	8,059
給料月額総額(円)		8,154,082,953	1,968,073,406	1,650,122,841	1,553,302,610	2,794,368,169
給料の調整額総額(円)		174,596,508	170,700	129,000	69,759,616	103,133,192
扶養手当総額(円)		216,028,500	53,937,000	67,919,000	36,315,000	53,520,500
地域手当総額(円)		448,806,808	123,849,753	99,629,594	84,960,944	128,826,952
小計(基準内給与)(円)		8,993,514,769	2,146,030,859	1,817,800,435	1,744,338,170	3,079,848,813
住居手当総額(円)		126,052,650	27,553,050	12,582,300	27,397,800	55,579,400
管理職手当総額(円)		110,965,000	36,490,000	8,355,000	14,730,000	50,175,000
その他の手当総額(円)		93,678,129	1,293,413	7,964,412	25,256,492	47,344,646
合計(給与月額総額)(円)		9,324,210,548	2,211,367,322	1,846,702,147	1,811,722,462	3,232,947,859
職員一人当たり平均	給料月額(円)	343,909	344,189	320,474	365,225	346,739
	給料の調整額(円)	7,364	30	25	16,402	12,797
	扶養手当(円)	9,111	9,433	13,191	8,539	6,641
	地域手当(円)	18,929	21,660	19,349	19,977	15,985
	小計(基準内給与)(円)	379,313	375,311	353,040	410,143	382,163
	住居手当(円)	5,316	4,819	2,444	6,442	6,897
	管理職手当(円)	4,680	6,382	1,623	3,463	6,226
	その他の手当(円)	3,951	226	1,547	5,939	5,875
	合計(給与月額)(円)	393,261	386,738	358,653	425,987	401,160
対前年比	給料月額(%)	99.6	99.9	100.3	99.8	99.3
	基準内給与(%)	99.3	100.0	100.5	99.8	98.6
	給与月額(%)	99.3	100.2	100.6	99.9	99.0

- (注) 1 給料月額には、平成27年4月1日及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。  
 2 扶養手当及び住居手当には、行政職5級以上の者の不支給に伴う経過措置額を含む。  
 3 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の廃止に伴う経過措置額をいう。  
 4 再任用職員、特定任期付職員等は含まれていない(以下、第13表までについて同じ。)  
 5 職員一人当たりの平均は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給与額（つづき）

項目		給料表	研究職	医療職	医療職	医療職
		給料表	給料表	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)
職員数(人)			260	39	166	66
給料月額総額(円)			94,592,826	16,912,200	53,707,693	23,003,208
給料の調整額総額(円)			813,300	0	590,700	0
扶養手当総額(円)			2,856,000	483,000	890,000	108,000
地域手当総額(円)			5,118,869	2,847,232	2,416,770	1,156,694
小計(基準内給与)(円)			103,380,995	20,242,432	57,605,163	24,267,902
住居手当総額(円)			1,669,800	135,000	889,600	245,700
管理職手当総額(円)			400,000	400,000	415,000	0
その他の手当総額(円)			40,000	11,639,166	140,000	0
合計(給与月額総額)(円)			105,490,795	32,416,598	59,049,763	24,513,602
職 員 一 人 当 た り 平 均	給料月額(円)		363,819	433,646	323,540	348,533
	給料の調整額(円)		3,128	0	3,558	0
	扶養手当(円)		10,985	12,385	5,361	1,636
	地域手当(円)		19,688	73,006	14,559	17,526
	小計(基準内給与)(円)		397,619	519,037	347,019	367,695
	住居手当(円)		6,422	3,462	5,359	3,723
	管理職手当(円)		1,538	10,256	2,500	0
	その他の手当(円)		154	298,440	843	0
	合計(給与月額)(円)		405,734	831,195	355,721	371,418
対前年比	給料月額(%)		99.5	102.1	101.3	99.5
	基準内給与(%)		99.6	102.4	101.3	99.8
	給与月額(%)		99.8	100.7	101.3	100.0

第2表 職員の扶養手当の支給状況

(平成29年4月現在)

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 10,547 (10,739)	人 2,518 (2,710)	人 3,149	人 1,851	人 2,809	人 139	人 20	人 53	人 8
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 20,320 (20,116)	円 20,740 (19,903)	円 21,568	円 19,619	円 19,053	円 20,547	円 24,150	円 16,792	円 13,500
扶 養 親 族 数	配偶者	人 6,086 (6,227)	人 1,402 (1,543)	人 2,420	人 922	人 1,220	人 82	人 17	人 21	人 2
	子	15,095 (15,264)	3,651 (3,820)	4,811	2,492	3,817	217	36	65	6
	配偶者・子以外の者	390 (396)	101 (107)	34	92	163	-	-	-	-
	配偶者が ない場合の 1人目の者	432 (434)	132 (134)	44	89	163	-	-	3	1
	うち子	295 (296)	84 (85)	34	60	113	-	-	3	1
	計	22,003 (22,321)	5,286 (5,604)	7,309	3,595	5,363	299	53	89	9
	うち年齢加算 を受ける子	5,198 (5,336)	1,416 (1,554)	916	1,140	1,629	60	5	26	6

(注) 1 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。  
 2 行政職給料表適用者のうち5級以上の職員に対しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年広島県条例第9号）により、平成28年4月から、扶養親族たる第3子以降の子に係る手当のみ支給しており、表中の（ ）内は激変緩和のための経過措置を含めた支給状況である。

第3表 職員の地域手当の支給状況

(平成29年4月現在)

区分	給料表 受給者数及び 平均手当月額		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
	人数(人)	平均額(円)									
受給者計	人数(人)	23,696	5,705	5,149	4,253	8,058	260	39	166	66	
	平均額(円)	18,940	21,709	19,349	19,977	15,987	19,688	73,006	14,559	17,526	
東京都特別区 に勤務する者 (支給割合19.5%)	人数(人)	32	28	4	—	—	—	—	—	—	
	平均額(円)	65,562	66,313	60,308	—	—	—	—	—	—	
医療職給料表 (一)の適用を 受ける者 (支給割合16%)	人数(人)	39	—	—	—	—	—	39	—	—	
	平均額(円)	73,006	—	—	—	—	—	73,006	—	—	
大阪府大阪市 に勤務する者 (支給割合16%)	人数(人)	4	4	—	—	—	—	—	—	—	
	平均額(円)	62,250	62,250	—	—	—	—	—	—	—	
広島市及び 安芸郡府中町 に勤務する者 (支給割合7.2%)	人数(人)	7,485	3,328	2,583	1,219	240	88	—	8	19	
	平均額(円)	26,131	25,876	25,020	28,844	27,948	26,595	—	24,449	23,501	
広島市及び 安芸郡府中町 を除く広島県 内の地域 に勤務する者 (支給割合4.2%)	人数(人)	16,133	2,342	2,562	3,034	7,818	172	—	158	47	
	平均額(円)	15,370	15,187	13,568	16,414	15,620	16,154	—	14,058	15,110	
上記以外の 地域に 勤務する者	人数(人)	3	3	—	—	—	—	—	—	—	
	平均額(円)	20,518	20,518	—	—	—	—	—	—	—	

第4表 職員の住居手当の支給状況

(平成29年4月現在)

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数	人 4,967 (4,980)	人 1,074 (1,087)	人 477	人 1,082	人 2,216	人 67	人 5	人 36	人 10
手当月額11,000円以下の受給者	15 (15)	2 (2)	2	6	5	—	—	—	—
手当月額11,100円以上27,000円未満の受給者	2,020 (2,021)	349 (350)	120	444	1,060	25	—	17	5
手当月額27,000円の受給者	2,932 (2,944)	723 (735)	355	632	1,151	42	5	19	5
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 25,290 (25,259)	円 25,460 (25,313)	円 26,015	円 25,284	円 25,075	円 24,922	円 27,000	円 24,711	円 24,570

配偶者等の 居住する 借家・借間	受給者数	人 21	人 3	人 14	人 3	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり平均手当月額	円 12,290	円 10,333	円 12,364	円 13,500	円 13,500	円 —	円 —	円 —	円 —

(注) 行政職給料表適用者のうち5級以上の職員に対しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年広島県条例第9号)により、平成28年4月から住居手当が不支給となった。ただし、激変緩和のための経過措置として、本年は、条例改正前の規定により支給される住居手当額(以下「経過措置基礎額」という。)から4分の2を減額(1円未満は切り捨て)した額を支給しており、表中の( )内は経過措置を含めた支給状況(受給者数の内訳について、行政職給料表適用者のうち5級以上の職員にあつては、経過措置基礎額による区分)である。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成29年4月現在)

給料表		全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
区分			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数		人 1,944	人 561	人 112	人 277	人 978	人 5	人 4	人 7	人 -
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 57,081	円 65,045	円 74,598	円 53,177	円 51,304	円 80,000	円 100,000	円 59,286	円 -
支給区分	1種 (本庁局長)	13	13	-	-	-	-	-	-	-
	2種 (本庁部長)	92	59	31	-	-	-	2	-	-
	3種 (本庁課長)	340	231	42	26	30	5	2	4	-
	4種 (本庁担当監)	797	88	39	141	526	-	-	3	-
	5種 (学校総括事務長)	592	60	-	110	422	-	-	-	-
	6種 (学校事務長)	110	110	-	-	-	-	-	-	-
手当が支給される主な職			本庁 局長、部長、 課長、担当監 地方機関 所長、次長	警察本部 参事官、課長 次席 警察署 署長、副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長、教頭	小・中学校 校長、教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の( )内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第6表 職員の通勤手当の支給状況

(平成29年4月現在)

区分	給料表		行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
	受給者数及び 平均手当月額	全給料表								
受給者計	人数(人)	20,573	5,018	3,527	3,998	7,583	232	10	146	59
	平均額(円)	13,400	17,285	7,793	15,662	11,622	21,190	9,122	29,262	24,267
交通機関等のみ を利用する者	人数(人)	4,452	2,720	1,215	246	135	57	4	49	26
	平均額(円)	15,416	16,960	10,001	20,024	17,529	21,665	12,265	25,028	21,119
交通用具のみを 使用する者	人数(人)	14,096	1,774	2,119	3,185	6,807	130	4	57	20
	平均額(円)	8,062	8,033	4,495	9,302	8,532	9,090	5,350	12,325	12,870
自動車	人数(人)	12,202	1,392	749	3,127	6,750	104	4	56	20
	平均額(円)	8,936	9,641	8,123	9,428	8,583	10,845	5,350	12,509	12,870
自転車等	人数(人)	1,893	382	1,370	58	56	26	—	1	—
	平均額(円)	2,430	2,174	2,512	2,479	2,300	2,069	—	2,000	—
自動車と 自転車等	人数(人)	1	—	—	—	1	—	—	—	—
	平均額(円)	11,600	—	—	—	11,600	—	—	—	—
交通機関等と 交通用具を 併用する者	人数(人)	2,025	524	193	567	641	45	2	40	13
	平均額(円)	46,123	50,293	30,100	49,498	43,185	55,545	10,378	58,583	48,095
交通機関等と 自動車	人数(人)	1,786	419	139	532	606	40	2	36	12
	平均額(円)	47,883	52,660	36,668	50,156	43,782	56,862	10,378	62,074	51,130
交通機関等と 自転車等	人数(人)	219	102	54	32	21	5	—	4	1
	平均額(円)	32,079	40,491	13,193	37,005	31,103	45,010	—	27,164	11,680
交通機関等と 自動車と 自転車等	人数(人)	20	3	—	3	14	—	—	—	—
	平均額(円)	42,700	53,025	—	66,000	35,494	—	—	—	—

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成29年4月現在)

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人	円
375	34,197

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
245	111	2	1	2	13	1	—	—	—	—

第8表 職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数

(平成29年4月現在)

区分 給料表	平均年齢	平均経験年数
	歳	年
全給料表	42.1	20.3
行政職給料表	43.8	22.5
公安職給料表	37.8	17.2
教育職給料表(二)(ロ)	44.5	22.0
教育職給料表(三)(イ)	42.5	20.0
研究職給料表	43.6	20.9
医療職給料表(一)	39.1	15.5
医療職給料表(二)	41.1	17.2
医療職給料表(三)	45.1	23.0

第9表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成29年4月現在)

区分 給料表	給料表別 人員構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	80.1	6.8	13.1	0.0	61.4	38.6
行政職給料表	24.1	65.3	11.5	23.2	0.0	67.0	33.0
公安職給料表	21.7	62.2	3.8	33.9	0.0	90.8	9.2
教育職給料表(二)(ロ)	17.9	95.3	4.1	0.6	—	56.4	43.6
教育職給料表(三)(イ)	34.0	93.0	7.0	0.0	—	41.5	58.5
研究職給料表	1.1	99.6	—	0.4	—	82.3	17.7
医療職給料表(一)	0.2	100.0	—	—	—	82.1	17.9
医療職給料表(二)	0.7	92.8	7.2	—	—	33.7	66.3
医療職給料表(三)	0.3	95.5	4.5	—	—	3.0	97.0

(注)構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第10表 給料表別，級別，号給別人員分布

その1 行政職給料表

〔他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用〕

(平成29年4月現在)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給					153	45	9
2					53	13	2
3					23	5	2
4					3	1	
5				1			
6							
7							
8		1					
9	23	1					
10		5					
11	2	2					
12		43					
13	17	1					
14		11					
15		7					
16	1	15					
17	17	30					
18	2	7					
19	3	11					
20		7					
21	13	38					
22		7					
23	3	13	1				
24	1	14	1				
25	5	39	3				
26		7	1				
27	14	10	5				
28	1	6	1				
29	60	27	2				
30	1	6	1				
31	11	13	18				
32	6	8	4	1			
33	76	36	14				
34	2	9	4				
35	13	19	32				
36	4	5	12				
37	81	24	40				
38	2	4	12				
39	14	29	48				
40	9	10	15	2			
41	75	30	32	1			
42	2	11	19	1			
43	12	38	51				
44	3	11	10	2			
45	51	21	54	2			
46	6	5	27	2			
47	14	40	75	2			
48	21	4	21	2			
49	60	24	45	5			
50	8	2	46	9			
51	21	21	39	15			
52	13	1	57	41			
53	61	6	25	29			
54	11	2	33	24			
55	18	2	37	11			
56	10	2	30	28			
57	23	3	107	33			
58	13	1	24	12			
59	12	3	30	24			
60	4	3	38	10			
61	3	4	44	19			
62	1	2	76	3			
63		1	22	15			
64	4	1	26	16			

その1 行政職給料表（つづき）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65号給	1		42	25			
66	1		36	8			
67	4		90	4			
68	3		17	6			
69		3	38	5			
70		1	29	12			
71	2	2	112	5			
72	1		79	10			
73	2	2	87	12			
74			96	12			
75			73	19			
76		3	63	14			
77	1	1	36	37			
78		1	38	13			
79			25	40			
80		1	75	21			
81	1		36	42			
82			21	20			
83			25	47			
84		1	8	7			
85			18	12			
86			31				
87		2	27				
88			18				
89	1	1	26				
90			10				
91			55				
92			18				
93			58				
94			37				
95			37				
96		1	31				
97			51				
98		1	24				
99		2	33				
100			20				
101			42				
102			18				
103			177				
104			29				
105			183				
106							
107		2					
108							
109		1					
110							
111							
112							
113		5					
計	844	733	3, 151	681	232	64	13
合計人員						5, 718	

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5	30				1				
6									
7	4								
8	4								
9	12								
10									
11	24								
12									
13	10								
14	4		1						
15	36								
16	2								
17	7								
18	6		2					1	
19	33		1						
20	1								
21	78								
22	2		3					1	
23	43	2	4						
24	8	75	3						
25	8	9	3	1					
26	7	17	5	1					
27	86	24	6	1					
28	4	20	2	6					
29	21	72	4	3					
30	15	9	14	3					
31	10	27	30	5	1				
32	4	20	1	3					
33	1	68	11	3					1
34	3	9	14	7					9
35		20	15	3	4				2
36		23	9	8	1				3
37	1	52	45	8	2	2	1		2
38		18	35	8	1				4
39	1	32	48	8	2		2		3
40	1	34	34	3	3	1	1		2
41		66	60	30	2	4	4		1
42	1	24	31	19	2		1		
43		19	44	41	3	2			1
44		19	29	21	3	2	2		
45	1	53	42	36	6	5			2
46		19	33	20	14		2		
47		24	53	47	14	2	4		
48		25	31	22	11	2		8	
49		1	56	43	14	5	4	6	
50		2	32	21	15	2		6	
51	1	1	58	40	16	2	3	6	
52		1	37	30	11	4	1	6	
53			54	50	11	4		2	
54	1		27	55	12				
55			49	54	25	2	2	3	
56			30	32	8	2	5		
57			16	43	18	1	12		
58			14	38	5	1	10		
59			20	52	20	1	7		
60			20	37	4		7		
61			15	40	9	2	4	1	
62			6	22	5				
63			10	40	15	1	2		
64			7	28	14	2	8		

その2 公安職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65号給			14	27	7	1	5		
66			14	17	12	2	4		
67			6	31	12	2	2		
68			9	26	9		2		
69				20	8	1	5		
70				9	8	1	2		
71				12	18		5		
72				11	17	1	4		
73				13	25	1	4		
74				12	10		2		
75				17	11	3	7		
76				13	18	2	6		
77				22	9	5	5		
78				9	17		8		
79				8	10	1	7		
80				13	18	4	9		
81				18	17	7	5		
82				6	10	5	8		
83				11	19	4	14		
84				6	10	4	12		
85				7	17	16	22		
86				4	16		6		
87				12	21	24			
88				5	15	1			
89				8	27	15			
90				6	16	6			
91				9	17	31			
92				1	14	2			
93				9	96	14			
94				1					
95				5					
96				4					
97				6					
98				2					
99				11					
100				5					
101				8					
102				7					
103				7					
104				8					
105				6					
106				4					
107				4					
108				5					
109				5					
110				4					
111				4					
112				6					
113				5					
114				6					
115				7					
116				4					
117				11					
118				4					
119				14					
120				13					
121				12					
122				14					
123				7					
124				4					
125				16					
126									
127									
128									

その2 公安職給料表 (つづき)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129号給									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	470	785	1,107	1,513	776	208	220	40	30
合計人員								5,149	

その3 教育職給料表 (二) (ロ)〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手等に適用〕

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1号給					
2					
3					
4					
5		42			
6					
7		8			
8					
9		44			
10					
11		10			
12		4			
13		50			
14		1			
15		11			
16		4			
17		70			
18		1			
19		9			
20		3			
21		77			1
22		3			1
23		16			
24		5			
25		73			
26		2			2
27		23			
28		15			2
29		79			6
30		3			2
31		18			5
32		11			3
33		67			9
34		1			8
35		32			6
36		18			4
37		57			43
38		5			
39		24			
40		10			
41		40			
42		7			
43		31			
44		15			
45		34			
46		7			
47		17	1		
48		12			
49		45			
50		7			
51		21			
52		11	1		
53		38			
54		6		1	
55		16		2	
56		14			
57		23			
58		11	1	1	
59		15		4	
60		10		1	
61		24	1	6	
62		7		2	
63		27		8	
64		16		8	

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
65号給		31		13	
66		13		7	
67		23		5	
68		12		9	
69		28	1	9	
70		10		7	
71		17		9	
72		10		8	
73		24		9	
74		13		7	
75		14		7	
76		19		5	
77		33		9	
78		11			
79		12	1		
80		24			
81		36	2		
82		17			
83		25			
84		22	2		
85		30	1		
86		11	3		
87		21	1		
88		20	1		
89		31	3		
90		9	1		
91		18	1		
92		15	1		
93		26	9		
94		8	1		
95		20	5		
96		18	4		
97	1	33	9		
98		24	9		
99		27	3		
100		14	5		
101		36			
102		20	5		
103		38	6		
104		25	3		
105		22	3		
106		34	1		
107		28	2		
108		32	3		
109		28	2		
110		29	2		
111		26	1		
112		30	3		
113		33	1		
114		18			
115		27			
116		38			
117		53			
118		78			
119		65			
120		70			
121		46			
122		44			
123		66			
124		85			
125		112			
126		90			
127		98			
128		39			

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
129号給		59			
130		40			
131		62			
132		53			
133		89			
134		67			
135		58			
136		61			
137		63			
138		37			
139		28			
140		13			
141		7			
142		1			
143		2			
144		1			
145		4			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	1	3,924	99	137	92
				合計人員	4,253

その4 教育職給料表 (三) (イ) 〔小・中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用〕

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					1
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		243			1
18		1			1
19		16			4
20		1			
21		194			4
22		2			6
23		21			41
24		5			34
25		210			31
26		1			24
27		23			20
28		10			13
29		175			23
30		2			13
31		17			7
32		12			16
33		177			6
34		4			15
35		26			14
36		18			19
37		194			185
38		7			
39		42			
40		22			
41		145			
42		11			
43		29			
44		32			
45		140			
46		23			
47		51			
48		27			
49		110			
50		22			
51		49			
52		27			
53		95			
54		17			
55		60		2	
56		21			
57		75		1	
58		18			
59		40		1	
60		21			
61		78		1	
62		15			
63		49			
64		36		2	

その4 教育職給料表 (三) (イ) (つづき)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65号給		71		4	
66		14	1	5	
67		39		4	
68		30		3	
69		58		7	
70		15		10	
71		41		3	
72		26	1	15	
73		47	2	13	
74		23	1	6	
75		36		22	
76		22	1	34	
77		51	2	28	
78		21	1	26	
79		47	3	33	
80		21		28	
81		40	3	23	
82		29	3	23	
83		29	6	26	
84		17		19	
85		32	1	21	
86		15	1	23	
87		32	1	17	
88		33	3	19	
89		40	4	19	
90		33	6	17	
91		46	4	20	
92		38	3	6	
93		46	7	32	
94		26	12		
95		32	6		
96		31	2		
97		39	4		
98		46	2		
99		42			
100		31	1		
101		32	4		
102		28	3		
103		35	2		
104		39			
105		25			
106		27	3		
107		39			
108		28			
109		30	1		
110		37			
111		41			
112		36	2		
113		35			
114		39			
115		51			
116		46			
117		58			
118		53			
119		51			
120		42			
121		55			
122		43			
123		39			
124		50			
125		65			
126		37			
127		48			
128		45			

その4 教育職給料表（三）（イ）（つづき）

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
129号給		69			
130		69			
131		93			
132		55			
133		76			
134		79			
135		110			
136		66			
137		114			
138		68			
139		103			
140		103			
141		120			
142		96			
143		52			
144		62			
145		88			
146		95			
147		117			
148		76			
149		89			
150		71			
151		45			
152		16			
153		12			
154		3			
155		9			
156		2			
157		6			
計	0	6,972	96	513	478
合計人員					8,059

その5 研究職給料表 [ 試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用 ]

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15		2			
16		2			
17		1			
18					
19					
20					
21		7			
22					
23		1			
24			2		
25		4	2		
26					
27					
28					
29		5	1		
30			1		
31		2			
32		2			
33		3			2
34		1	3		
35					1
36					
37		5	2		
38			6		
39		1	1		
40		2	1		1
41		5	1		
42			3		
43					1
44					
45		6	1		
46			5		
47		1	1		
48			1		
49		3	1	2	
50			2	4	
51				6	
52			1	1	
53		2		1	
54			5	1	
55		1			
56			1	2	
57			4	2	
58			7		
59			1	2	
60		1			
61			1	3	
62			12	2	
63				3	
64			2	3	

その5 研究職給料表 (つづき)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65号給			2	2	
66			6	2	
67			1	3	
68			10	1	
69				2	
70			5	1	
71			6	1	
72			1	2	
73				2	
74			4		
75			1		
76			1		
77			8		
78			1		
79					
80			2		
81			1		
82			4		
83					
84			2		
85			3		
86			7		
87			1		
88			2		
89			12		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	59	148	48	5
合計人員					260

その6 医療職給料表 (一) (病院, 保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1号給				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	1			
14		2		
15				
16				
17	1			
18				
19		2		
20				
21	2			
22				
23		3	1	
24				
25	1			
26	1			1
27		1	1	
28				
29	2			
30				
31		2	1	
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				
49			1	
50			1	1
51				
52				
53			1	
54				
55				
56				
57				
58				
59			2	1
60				
61				
62				1
63				
64				

その6 医療職給料表（一）（つづき）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65号給				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83			1	
84				
85			1	
86			1	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	10	10	13	6
合計人員				39

その7 医療職給料表 (二)

〔保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師, 獣医師, 栄養士等の職員に適用〕

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24		1	1		
25		1			
26		2	1		
27			1		
28		1			
29	4	1			2
30		1			1
31		4			
32	1				1
33			1		
34		1			
35					
36	1	1			
37	2	1	2		
38		2			
39	3	1			
40	1		1		
41	2	2	3		
42			1		
43	3		3	1	
44		1		1	
45	5		3	1	
46			1		
47	5		5	2	
48	1		2		
49	2		1		
50		1	1		
51	2		1		
52	1		1	1	
53			1		
54	2		1		
55	2		1		
56	1			1	
57	1	1			
58		1	1		
59		1	1	2	
60		1	1		
61				1	
62			1		
63		1	1	1	
64			2	2	

その7 医療職給料表（二）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65号給		2	3	6	
66			2		
67					
68			2		
69		3	1		
70					
71			2		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78			1		
79			2		
80			1		
81					
82			2		
83			1		
84			1		
85			1		
86			3		
87			1		
88					
89			8		
90					
91					
92					
93			2		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
計	39	32	72	19	4
				合計人員	166

その8 医療職給料表 (三) [ 保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等の職員に適用 ]

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31	4				
32					
33					
34					
35	1				
36					
37					
38					
39	3				
40					
41					
42					
43	2				
44					
45			1		
46	1			1	
47					
48					
49	1			1	
50					
51	3			1	
52				2	
53					
54				1	
55					
56					
57					
58					
59			1	1	
60			1		
61			1		
62					
63			2		
64			2		

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65号給					
66				1	
67			1		
68					
69			1		
70		1	2		
71			2		
72					
73			1		
74	1		2		
75		1			
76					
77					
78					
79			2		
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87			2		
88					
89					
90			1		
91					
92			1		
93					
94			3		
95					
96			3		
97			9		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
129号給					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計	16	3	39	8	0
				合計人員	66

第11表 給料表別，級別，学歴別，年齢別人員分布

その1 行政職給料表〔他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用〕

(平成29年4月現在)

年齢	学歴	1 級					2 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳				23		23					
19				18		18					
20			1	17		18					
21				19		19					
22		47	2	17		66					
23		75	2	13		90					
24		84	1	13		98					
25		78	1	10		89					
26		62	2	3		67					
27		95	1	3		99					
28		86	1	4		91					
29		62		4		66	42		4		46
30		40	1			41	37	2	10		49
31		20	1	1		22	46	5	5		56
32		12		2		14	39	1	13		53
33		8				8	38	5	15		58
34		5		1		6	48	8	21		77
35		7	1			8	42	11	10		63
36							55	13	15		83
37							64	9	17		90
38		1				1	59	8	16		83
39							8	4	5		17
40							3	2	2		7
41							2	5	4		11
42							3	2			5
43							3		4		7
44							1		3		4
45							2				2
46							2		4		6
47								2	1		3
48											
49							1		4		5
50											
51											
52									1		1
53											
54								2			2
55									1		1
56								1			1
57									1		1
58									1		1
59								1			1
計		682	14	148	0	844	495	81	157	0	733

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級					
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28							1				1
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36			1	1						2	
37		4	1	2						7	
38		16	1	1						18	
39		83	10	25						118	
40		85	11	18						114	
41		105	18	31						154	
42		102	33	43						178	
43		124	36	68		2				228	2
44		136	46	63		2		1		245	3
45		131	31	52		6		1		214	7
46		129	18	47		6				194	6
47		135	28	31		6	2	1		194	9
48		138	39	44		17	5	2		221	24
49		121	41	59		23	1	7		221	31
50		94	17	41		43		2		152	45
51		94	13	28		44	2	9		135	55
52		82	24	31		34	4	5		137	43
53		67	22	32		39	2	14		121	55
54		56	13	34		42	2	15		103	59
55		40	8	31		45	12	21		79	78
56		30	19	56	1	26	4	22		106	52
57		36	21	43		42	7	24		100	73
58		18	19	29		51	14	23		66	88
59		11	18	15		36	5	9		44	50
計		1,837	488	825	1	3,151	465	60	156	0	681

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	学歴	5 級					6 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31		1				1					
32		1				1					
33											
34											
35											
36		1				1					
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45		1				1	1				1
46		3				3	2				2
47		5		2		7					
48		1		1		2					
49		4	1	1		6					
50		6		1		7	1				1
51		9		1		10	2				2
52		20				20	2				2
53		16		4		20	3		1		4
54		20		1		21	2		1		3
55		7	1	2		10	7				7
56		18	3	8		29	8				8
57		24	1	7		32	8		4		12
58		30	2	5		37	15	4			19
59		22	1	1		24	3				3
計		189	9	34	0	232	54	4	6	0	64

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	学歴	7 級				計	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
18歳						23	
19						18	
20						18	
21						19	
22						66	
23						90	
24						98	
25						89	
26						67	
27						99	
28						92	
29						112	
30						90	
31						79	
32						68	
33						66	
34						83	
35						71	
36						86	
37						97	
38						102	
39						135	
40						121	
41						165	
42						183	
43						237	
44		1			1	253	
45						225	
46						211	
47						213	
48						247	
49						263	
50						205	
51		1			1	203	
52		1			1	204	
53						200	
54						188	
55			1		1	176	
56		3			3	199	
57		2			2	220	
58		4			4	215	
59						122	
計		12	1	0	0	13	5,718
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
		3,734	657	1,326	1		5,718

その2 公安職給料表 [ 警察官に適用 ]

年齢	学歴	1 級				2 級					
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳				30		30					
19				40		40					
20				50		50					
21			3	41		44					
22	68	6		51		125					
23	65	3		34		102					
24	23	3		25		51	62	1	14		77
25	10	1		6		17	69	1	39		109
26	4					4	94	4	29		127
27	1					1	68	3	26		97
28		1				1	108	3	28		139
29	1	1				2	84	4	29		117
30	1					1	56	2	21		79
31			1			1	19	1	8		28
32	1					1	3	1	5		9
33									1		1
34							1		1		2
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
計		174	18	278	0	470	564	20	201	0	785

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	3 級					4 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24				1		1					
25				3		3					
26		3		6		9					
27		11	1	6		18					
28		26	1	25		52					
29		26		16	1	43					
30		47	1	54		102	4		2		6
31		84	2	42		128	11		4		15
32		106	5	51		162	9		7		16
33		120	9	52		181	22	1	8		31
34		109	9	29		147	33	1	16	1	51
35		74	3	23		100	77	5	26		108
36		49	3	19		71	89	6	19		114
37		43	2	7		52	106	4	25		135
38		19		7		26	115	7	34		156
39		7		4		11	131	3	28		162
40				1		1	81	15	29		125
41							55	6	26		87
42							46	7	27		80
43							32	2	24		58
44							19	14	17		50
45							16	6	18		40
46							16	4	7		27
47							18		5		23
48							7	3	13		23
49							12	1	13		26
50							5	3	9		17
51							7	1	7		15
52							9	1	8		18
53							11		15		26
54							5		13		18
55							10		15		25
56							8	1	7		16
57							8	1	5		14
58							7		3		10
59							13	1	7		21
計		724	36	346	1	1,107	982	93	437	1	1,513

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	5 級					6 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30		1				1					
31											
32											
33											
34											
35											
36		2	1			3					
37		2		1		3					
38		2		2		4					
39		5	1	2		8			1		1
40		9	1	2		12	5		1		6
41		19	2	3		24	5	1	1		7
42		41	1	15		57	7		1		8
43		33	2	15		50	7		2		9
44		36	3	12		51	4	1	1		6
45		23	1	13		37	5		2		7
46		26		10		36	5				5
47		19		16		35	1		3		4
48		16		18		34	3	1	1		5
49		17		12		29	1		4		5
50		17		11		28	4		4		8
51		20	2	11		33	3		4		7
52		16	2	22		40	4		8		12
53		24		26		50	6		10		16
54		14	2	18		34	2		8		10
55		25		15		40	11	1	7		19
56		30		23		53	7		9		16
57		24		17		41	13		6		19
58		25	1	7		33	23		2		25
59		18	2	20		40	8		5		13
計		464	21	291	0	776	124	4	80	0	208

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	7 級					8 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40							1				1
41											
42		2		1		3	1				1
43		6				6					
44		5	1	3		9					
45		4	1	1		6					
46		6		1		7					
47		2		3		5					
48		4		5		9					
49		5		6		11			1		1
50		6		5		11					
51		6	1	7		14	1		1		2
52		10		8		18	1		1		2
53		8		7		15	1		4		5
54		7	1	2		10	3		2		5
55		11		13		24	2				2
56		11		15		26			2		2
57		9		5		14	4		2		6
58		11		1		12	5		2		7
59		18		2		20	4		2		6
計		131	4	85	0	220	23	0	17	0	40

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	9 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
18歳						30
19						40
20						50
21						44
22						125
23						102
24						129
25						129
26						140
27						116
28						192
29						162
30						189
31						172
32						188
33						213
34						200
35						208
36						188
37						190
38						186
39						182
40						145
41						118
42						149
43						123
44						116
45						90
46						75
47						67
48						71
49						72
50						64
51						71
52						90
53			1		1	113
54	1	1	1		3	80
55			2		2	112
56	5		1		6	119
57	2		4		6	100
58	6		1		7	94
59	4		1		5	105
計	18	1	11	0	30	5,149
合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
	3,204	197	1,746	2	5,149	

その3 教育職給料表（二）（ロ）〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，実習助手等に適用〕

年齢	学歴	1 級				2 級				特 2 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22						39	3		42				
23						54			54				
24						75			75				
25						88			88				
26						88	2		90				
27						99			99				
28						108	1		109				
29						111	2		113				
30						89	2		91				
31						76	2	1	79				
32						79	2		81				
33						89	1		90				
34						71	2		73				
35						55			55				
36						59	1		60				
37						67	1		68				
38						63	5		68				
39						50	1		51				
40						73			73				
41			1		1	80	4		84	2			2
42						92	5	1	98	2			2
43						75	8		83				
44						79	5		84	1			1
45						94	8	1	103				
46						91	5		96	1			1
47						88	2	3	93	3			3
48						77	8	1	86	2			2
49						88	11	3	102	8			8
50						98	12		110	5			5
51						159	8	3	170	13			13
52						163	8	1	172	19	1		20
53						168	6		174	6			6
54						176	7	3	186	15			15
55						162	9	1	172	5			5
56						188	10	2	200	4			4
57						142	10	2	154	3			3
58						148	7	2	157	4			4
59						129	9	3	141	5			5
計		0	1	0	1	3,730	167	27	3,924	98	1	0	99

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	
20歳										
21										
22										42
23										54
24										75
25										88
26										90
27										99
28										109
29										113
30										91
31										79
32										81
33										90
34										73
35										55
36										60
37										68
38										68
39										51
40										73
41										87
42										100
43										83
44										85
45										103
46										97
47										96
48										88
49		3	1		4					114
50		5			5	1			1	121
51		8			8					191
52		15			15	3			3	210
53		18			18	6			6	204
54		21	1		22	6			6	229
55		21	1		22	9			9	208
56		23			23	13			13	240
57		5	1		6	20			20	183
58		8			8	18			18	187
59		6			6	16			16	168
計		133	4	0	137	92	0	0	92	4,253
合計人員						大学卒	短大卒	高校卒	計	
						4,053	173	27	4,253	

その4 教育職給料表 (三) (イ) 〔小・中学校に勤務する校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用〕

年齢	学歴	1 級				2 級				特 2 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22					243	1		244					
23					208			208					
24					246	2		248					
25					213	2		215					
26					212	1		213					
27					230	2		232					
28					206	5		211					
29					202	5		207					
30					208	2		210					
31					179	3		182					
32					178	6		184					
33					159	2		161					
34					154	1		155					
35					132	2		134					
36					120	1		121					
37					132	1		133					
38					108	6		114					
39					112	4		116					
40					110	11		121					
41					140	10		150					
42					113	12		125					
43					144	12	1	157					
44					135	18		153	2				2
45					143	14		157	5				5
46					141	9		150	6				6
47					162	13		175	5				5
48					157	20		177	5				5
49					147	27		174	5				5
50					151	13		164	13				13
51					149	21		170	9				9
52					183	24		207	13				13
53					185	25		210	9	1			10
54					187	29		216	10				10
55					184	30		214	9				9
56					209	35		244	1				1
57					197	51		248	2				2
58					201	45		246		1			1
59					179	47		226					
計		0	0	0	0	6,459	512	1	6,972	94	2	0	96

その4 教育職給料表 (三) (イ) (つづき)

年齢	学歴	3 級				4 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	
20歳										
21										
22										244
23										208
24										248
25										215
26										213
27										232
28										211
29										207
30										210
31										182
32										184
33										161
34										155
35										134
36										121
37										133
38										114
39										116
40										121
41										150
42										125
43										157
44										155
45		3	1		4					166
46		4	1		5					161
47		9			9	1			1	190
48		21			21					203
49		25	1		26	1			1	206
50		25	1		26	2			2	205
51		45	1		46	7			7	232
52		62	1		63	14			14	297
53		55	1		56	31	1		32	308
54		54	2		56	28	2		30	312
55		55	6		61	54	4		58	342
56		44	4		48	65	7	1	73	366
57		34	1		35	66	6		72	357
58		30			30	100	8		108	385
59		27			27	77	3		80	333
計		493	20	0	513	446	31	1	478	8,059
合計人員						大学卒	短大卒	高校卒	計	
						7,492	565	2	8,059	

その5 研究職給料表 [ 試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用 ]

年齢	学歴	1 級			2 級			3 級		
		大学卒	高校卒	計	大学卒	高校卒	計	大学卒	高校卒	計
22歳					1		1			
23										
24					1		1			
25					3		3			
26					8		8			
27					3		3			
28					8		8			
29					8		8			
30					4		4			
31					2		2			
32					8		8			
33					6		6			
34					4	1	5			
35					1		1	1		1
36								4		4
37								2		2
38								5		5
39								9		9
40								9		9
41								3		3
42					1		1	7		7
43								10		10
44								14		14
45								8		8
46								13		13
47								9		9
48								14		14
49								8		8
50								8		8
51								5		5
52								9		9
53								6		6
54								3		3
55								1		1
56										
57										
58										
59										
計		0	0	0	58	1	59	148	0	148

その5 研究職給料表（つづき）

年齢	学歴	4 級			5 級			計
		大学卒	高校卒	計	大学卒	高校卒	計	
22歳							1	
23								
24							1	
25							3	
26							8	
27							3	
28							8	
29							8	
30							4	
31							2	
32							8	
33							6	
34							5	
35							2	
36							4	
37							2	
38							5	
39							9	
40							9	
41							3	
42							8	
43							10	
44							14	
45							8	
46							13	
47							9	
48		3		3			17	
49		1		1			9	
50		4		4			12	
51		4		4			9	
52		5		5			14	
53		7		7			13	
54		8		8			11	
55		3		3			4	
56		1		1			1	
57		3		3	1	1	4	
58		7		7	1	1	8	
59		2		2	3	3	5	
計		48	0	48	5	0	5	260
					合計人員	大学卒	高校卒	計
						259	1	260

その6 医療職給料表（一） 〔病院, 保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用〕

年齢 \ 級 学歴	1 級	2 級	3 級	4 級	計
	大学卒	大学卒	大学卒	大学卒	
24歳	1				1
25	1				1
26					
27					
28	4				4
29	2				2
30					
31	1	3			4
32		4			4
33					
34		2			2
35		1			1
36					
37			2		2
38	1				1
39			1		1
40			1		1
41			1		1
42			1		1
43					
44			1		1
45			2	1	3
46			1		1
47					
48					
49					
50					
51					
52			1		1
53			1	1	2
54			1		1
55				1	1
56					
57					
58				1	1
59					
60					
61					
62				1	1
63				1	1
64					
計	10	10	13	6	39
			合計人員	大学卒	計
				39	39

その7 医療職給料表（二）

保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する  
薬剤師、獣医師、栄養士等の職員に適用

年齢	級 学歴	1 級			2 級			3 級		
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計
20歳										
21										
22										
23		4		4						
24		1		1						
25		5		5						
26		8		8						
27		6		6						
28		6		6						
29		5		5						
30		1		1	4		4			
31		2		2	5		5			
32		1		1	2		2			
33					3		3			
34					4		4			
35					3		3			
36					2		2			
37					1		1			
38					7		7			
39					1		1	2		2
40								4		4
41								4		4
42								6		6
43								9		9
44								2	1	3
45								2	1	3
46								7		7
47								4		4
48								3	1	4
49										
50								3		3
51								1	1	2
52								5	4	9
53								1	1	2
54								1	2	3
55										
56								2		2
57								1	1	2
58								1		1
59								2		2
計		39	0	39	32	0	32	60	12	72

その7 医療職給料表（二）（つづき）

年齢	級 学歴	4 級			5 級			計
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	
20歳								
21								
22								
23								4
24								1
25								5
26								8
27								6
28								6
29								5
30								5
31								7
32								3
33								3
34								4
35								3
36								2
37								1
38								7
39								3
40								4
41								4
42								6
43								9
44								3
45								3
46								7
47								4
48		1		1				5
49		1		1				1
50								3
51		1		1				3
52		1		1				10
53		2		2				4
54		1		1				4
55		2		2	1		1	3
56					1		1	3
57		1		1				3
58		3		3	2		2	6
59		6		6				8
計		19	0	19	4	0	4	166
					合計人員	大学卒	短大卒	計
						154	12	166

その8 医療職給料表（三）

〔保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師等の職員に適用〕

級 学歴 年齢	1 級			2 級			3 級		
	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計
20歳									
21									
22	4		4						
23	1		1						
24	1		1						
25	2		2						
26	3		3						
27	2		2						
28	2		2						
29				1		1			
30									
31									
32									
33	1		1						
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41				1		1	1		1
42									
43				1		1			
44									
45							1		1
46							6		6
47							3		3
48							3		3
49									
50							3	2	5
51							2		2
52							1		1
53							1		1
54							2		2
55							2		2
56							4	1	5
57							5		5
58							2		2
59									
計	16	0	16	3	0	3	36	3	39

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 学歴 年齢	4 級			5 級			計
	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	
20歳							
21							
22							4
23							1
24							1
25							2
26							3
27							2
28							2
29							1
30							
31							
32							
33							1
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							2
42							
43							1
44							
45							1
46							6
47							3
48							3
49							
50							5
51							2
52							1
53							1
54							2
55	1		1				3
56	3		3				8
57	1		1				6
58	3		3				5
59							
計	8	0	8	0	0	0	66
				合計人員	大学卒	短大卒	計
					63	3	66

第12表 給料表別，級別平均年齢

(平成29年4月現在)

級 給料表	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
行政職給料表	43.8	25.6	35.1	47.5	54.0	54.5	55.7	55.1			
公安職給料表	37.8	21.9	27.3	32.6	40.9	49.5	51.8	52.6	54.9	56.8	
教育職給料表(二)(ロ)	44.5	41.0	43.7	52.2	54.3	56.5					
教育職給料表(三)(イ)	42.5	—	40.6	50.9	53.4	56.4					
研究職給料表	43.6	—	29.6	45.4	53.7	58.4					
医療職給料表(一)	39.1	28.8	32.4	44.2	56.0						
医療職給料表(二)	41.1	26.9	34.2	47.2	55.5	56.8					
医療職給料表(三)	45.1	25.4	37.7	51.4	56.8	—					

第13表 給料表別，級別平均経験年数

(平成29年4月現在)

級 給料表	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
行政職給料表	22.5	3.8	13.7	26.3	32.6	32.7	32.9	30.8			
公安職給料表	17.2	3.4	7.8	11.5	19.8	28.4	31.0	31.6	34.1	36.0	
教育職給料表(二)(ロ)	22.0	21.0	21.2	29.6	31.6	34.0					
教育職給料表(三)(イ)	20.0	—	18.1	28.3	30.7	33.5					
研究職給料表	20.9	—	6.9	22.8	30.7	35.4					
医療職給料表(一)	15.5	4.7	9.9	20.5	31.8						
医療職給料表(二)	17.2	2.9	9.9	23.4	32.3	34.0					
医療職給料表(三)	23.0	3.1	15.3	29.3	34.9	—					

第14表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の給料表別、級別人員分布

(平成29年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	44		44								
教育職給料表(二)(ロ)	136	18	106		5	7					
教育職給料表(三)(イ)	171		156			15					
研究職給料表	5		5								
医療職給料表(二)	2		2								
医療職給料表(三)	1		1								
合計	359										
60歳	158										
61歳	106										
62歳	49										
63歳	28										
64歳	18										

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は週38時間45分

第15表 再任用職員（短時間勤務職員）の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイムの3/4勤務職員

(平成29年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	186		186								
公安職給料表	84				10	74					
教育職給料表(三)(イ)	1		1								
研究職給料表	6		6								
医療職給料表(二)	2		2								
医療職給料表(三)	7		7								
合計	286										
60歳	56										
61歳	92										
62歳	64										
63歳	51										
64歳	23										

(注) フルタイムの3/4勤務職員とは4週間の勤務時間が116時間15分の職員をいう。

その2 フルタイムの1/2勤務職員

(平成29年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	6		6								
教育職給料表(二)(ロ)	129	4	125								
教育職給料表(三)(イ)	144		144								
合計	279										
60歳	73										
61歳	62										
62歳	49										
63歳	49										
64歳	46										

(注) フルタイムの1/2勤務職員とは2週間の勤務時間が38時間45分の職員をいう。

第16表 特定任期付職員給料表の号給別人員

(平成29年4月現在)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	1

適用職員数	1 人
-------	-----

## 2 民間給与関係資料



## 平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

### 3 調査の対象

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、1,311 事業所

#### (2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した 76 職種（うち初任給関係 18 職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した 1,311 事業所を、組織、企業規模、産業等により 32 層に層化し、これらの層から 345 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 17 表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

#### (2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

### 6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 民間給与実態調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
調 査 対 象 事 業 所	1,311	519	559	233
抽 出 事 業 所	345	140	143	62
調 査 事 業 所 ( 産 業 計 )	288	127	118	43
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	22	13	3	6
製 造 業	134	57	53	24
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	39	22	14	3
卸 売 業 , 小 売 業	30	15	10	5
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	11	6	5	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	52	14	33	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が51所あった。
- 2 調査対象事業所345所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた339所に占める調査完了事業所288所の割合（調査完了率）は、85.0%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）  
ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、実地調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの。）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
地 域 計	288	127	118	43
広 島 市	148	71	62	15
そ の 他 の 市	128	50	54	24
郡 部	12	6	2	4

第18表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	196,935	201,861	189,380	192,106
	短大卒	169,331	178,820	149,632	※179,750
	高校卒	162,098	164,037	158,548	※161,484
新卒事務員	大学卒	194,332	200,829	186,778	※189,082
	短大卒	152,848	※177,288	※140,771	※173,000
	高校卒	158,381	※160,923	158,443	※153,952
新卒技術者	大学卒	200,982	203,083	196,184	※196,000
	短大卒	177,169	179,087	※166,007	※182,000
	高校卒	163,878	164,355	158,839	※167,452
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	※308,300	※308,300	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	※207,500	※205,700	※209,300	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	※190,800	※190,800	—	—
新卒栄養士	短大卒	151,200	151,200	—	—
準新卒看護師	養成所卒	200,027	196,200	※207,548	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 ※印のあるものは，調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。

3 「準新卒」とあるのは，平成28年度中に資格免許を取得し(医師については平成26年度中に免許を取得し，2年間の臨床研修を修了後)，平成29年4月までに採用された場合をいう。

第19表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与の支給状況等

その1 給与比較の対象職種

1 全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	20	55.6	824,087	55	824,032	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	12	55.1	832,783	0	832,783	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	56.4	810,077	143	809,934	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務	工場長	15	52.4	807,031	4,664	802,367	構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	52.6	872,470	6,569	865,901	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	51.9	646,858	0	646,858	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	事務部長	458	52.4	601,389	767	600,622	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	366	52.6	617,337	712	616,625	
	短大卒	23	51.3	545,676	12	545,664	
	高校卒	68	51.4	547,727	1,307	546,420	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術	技術部長	301	52.5	601,935	1,411	600,524	同上
	大学卒	242	52.0	618,828	1,556	617,272	
	短大卒	15	53.4	572,680	3,115	569,565	
	高校卒	43	54.9	531,495	236	531,259	
	中学卒	x	x	x	x	x	
関 係	事務部次長	99	49.9	527,711	340	527,371	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	76	49.7	534,314	432	533,882	
	短大卒	11	50.8	482,642	0	482,642	
	高校卒	11	51.0	537,489	152	537,337	
	中学卒	x	x	x	x	x	
関 係	技術部次長	74	50.5	544,253	2,348	541,905	同上
	大学卒	54	50.6	574,910	2,577	572,333	
	短大卒	7	49.4	507,005	3,785	503,220	
	高校卒	13	50.7	455,992	924	455,068	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職 種	事務課長	870	48.5	516,547	3,085	513,462	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	623	48.0	527,175	2,951	524,224	
	短大卒	72	49.7	476,996	1,120	475,876	
	高校卒	172	49.8	495,785	4,017	491,768	
	中学卒	3	46.0	438,503	22,750	415,753	
職 種	技術課長	833	48.1	538,397	7,549	530,848	同上
	大学卒	583	47.3	539,996	4,720	535,276	
	短大卒	67	49.5	542,405	11,274	531,131	
	高校卒	183	50.4	531,802	15,528	516,274	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(注) X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長代理	298	45.0	460,647	26,192	434,455	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	227	44.3	465,110	26,188	438,922	
	短大卒	26	44.4	409,590	17,207	392,383	
	高校卒	45	49.6	468,489	31,863	436,626	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	277	42.7	488,013	33,453	454,560	同上
	大学卒	227	41.5	491,959	35,186	456,773	
	短大卒	12	46.3	488,514	26,543	461,971	
	高校卒	38	48.6	463,576	25,021	438,555	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 関 係 種	事務係長	830	44.8	427,129	47,787	379,342	係の長及び係長級専門職
	大学卒	492	43.0	425,401	47,829	377,572	
	短大卒	94	45.1	392,582	43,427	349,155	
	高校卒	241	48.3	446,088	49,535	396,553	
	中学卒	3	48.6	341,301	45,369	295,932	
	技術係長	673	43.9	441,352	73,123	368,229	同上
	大学卒	377	41.3	432,174	75,080	357,094	
	短大卒	75	44.4	402,711	59,535	343,176	
	高校卒	220	48.2	473,451	75,541	397,910	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事務 係 員	事務主任	803	41.9	391,914	45,264	346,650	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	501	40.1	399,137	48,579	350,558	
	短大卒	125	44.7	353,688	36,385	317,303	
	高校卒	172	45.4	401,550	42,062	359,488	
	中学卒	5	43.2	301,654	36,283	265,371	
	技術主任	794	44.0	473,611	95,319	378,292	同上
	大学卒	496	43.2	485,088	100,958	384,130	
	短大卒	81	43.1	401,597	62,056	339,541	
	高校卒	214	46.7	475,328	95,358	379,970	
	中学卒	3	45.1	356,459	25,357	331,102	
事務 係 員	事務係員	3,202	37.0	300,613	33,164	267,449	
	大学卒	1,759	33.7	303,319	34,372	268,947	
	短大卒	571	40.7	286,372	24,272	262,100	
	高校卒	860	40.8	304,922	36,794	268,128	
	中学卒	12	43.9	302,821	36,733	266,088	
	技術係員	2,675	35.3	354,862	63,840	291,022	
	大学卒	1,606	33.3	359,477	67,735	291,742	
	短大卒	360	36.9	324,088	50,175	273,913	
	高校卒	700	39.1	361,633	62,330	299,303	
	中学卒	9	39.5	333,546	69,355	264,191	

2 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	19	55.6	849,674	59	849,615	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	55.0	877,920	0	877,920	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	56.4	810,077	143	809,934	
	中学卒	-	-	-	-	-	
工 場	工場長	13	51.8	858,700	5,851	852,849	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	52.6	899,705	7,691	892,014	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	49.2	728,359	0	728,359	
事 務 部 長	事務部長	307	51.8	659,769	486	659,283	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	255	51.9	675,839	550	675,289	
	短大卒	13	50.8	598,135	22	598,113	
	高校卒	39	51.5	587,341	277	587,064	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	技術部長	220	52.6	658,970	672	658,298	同上
	大学卒	187	52.2	665,786	746	665,040	
	短大卒	10	54.7	725,904	0	725,904	
	高校卒	23	55.3	589,278	353	588,925	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	事務部次長	46	49.7	580,288	415	579,873	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	35	49.5	588,260	501	587,759	
	短大卒	3	48.0	527,521	0	527,521	
	高校卒	8	51.0	566,815	218	566,597	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	技術部次長	26	50.5	681,444	759	680,685	同上
	大学卒	23	50.7	697,326	873	696,453	
	短大卒	2	50.0	610,098	0	610,098	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	事務課長	598	48.7	566,064	3,182	562,882	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	447	48.0	570,628	3,384	567,244	
	短大卒	42	49.0	538,342	1,541	536,801	
	高校卒	108	51.3	556,280	2,909	553,371	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 課 長	技術課長	571	48.3	588,831	10,477	578,354	同上
	大学卒	413	47.3	581,915	6,263	575,652	
	短大卒	45	50.8	596,112	16,682	579,430	
	高校卒	113	51.6	614,047	25,135	588,912	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考		
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事務	事務課長代理	175	44.3	491,697	28,414	463,283	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。	
	大学卒	139	43.4	494,362	29,763	464,599		
	短大卒	14	44.3	413,714	9,324	404,390		
	高校卒	22	50.8	526,389	31,645	494,744		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術	技術課長代理	172	41.1	509,557	34,949	474,608	同上
		大学卒	143	39.7	508,194	37,165	471,029	
		短大卒	10	45.7	505,453	3,225	502,228	
		高校卒	19	51.7	524,377	31,800	492,577	
		中学卒	-	-	-	-	-	
事務	事務係長	467	45.2	468,354	54,888	413,466	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	269	43.2	459,040	55,445	403,595		
	短大卒	38	43.5	432,889	53,661	379,228		
	高校卒	160	49.0	493,187	54,191	438,996		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術係長	368	44.3	503,720	89,847	413,873	同上	
	大学卒	212	41.0	472,950	87,036	385,914		
	短大卒	31	44.0	484,754	81,382	403,372		
	高校卒	125	49.9	560,863	96,748	464,115		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関	事務主任	446	42.9	447,043	53,693	393,350	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。	
	大学卒	280	41.7	452,355	56,873	395,482		
	短大卒	57	45.9	422,192	48,830	373,362		
	高校卒	109	44.9	445,731	47,125	398,606		
	中学卒	-	-	-	-	-		
係	技術主任	486	45.8	534,237	113,791	420,446	同上	
	大学卒	312	45.1	538,863	116,564	422,299		
	短大卒	40	46.0	504,533	95,188	409,345		
	高校卒	134	47.8	530,566	111,884	418,682		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職	事務係員	1,853	36.9	327,125	39,683	287,442		
	大学卒	1,042	33.7	324,158	40,224	283,934		
	短大卒	286	41.2	322,710	28,826	293,884		
	高校卒	521	40.7	334,884	44,476	290,408		
	中学卒	4	47.3	390,042	71,903	318,139		
種	技術係員	1,854	35.8	371,869	69,805	302,064		
	大学卒	1,101	33.7	376,348	73,884	302,464		
	短大卒	247	37.4	338,720	55,738	282,982		
	高校卒	502	39.5	379,429	67,874	311,555		
	中学卒	4	41.1	365,158	97,758	267,400		

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	x	x	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務	工場長	2	54.4	603,977	0	603,977	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	事務部長	130	53.4	521,727	587	521,140	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	100	54.0	524,211	369	523,842	
	短大卒	9	52.5	494,540	0	494,540	
	高校卒	21	51.2	521,945	1,829	520,116	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	65	52.0	525,848	2,525	523,323	同上
	大学卒	46	51.4	538,223	3,396	534,827	
	短大卒	3	53.5	394,377	0	394,377	
	高校卒	15	53.5	517,320	0	517,320	
	中学卒	x	x	x	x	x	
関 係	事務部次長	51	49.9	483,572	289	483,283	上記部長に事故等のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	39	49.5	489,325	399	488,926	
	短大卒	8	51.7	467,949	0	467,949	
	高校卒	3	51.0	469,231	0	469,231	
	中学卒	x	x	x	x	x	
係	技術部次長	46	50.4	478,798	3372	475,426	同上
	大学卒	31	50.5	486,915	3803	483,112	
	短大卒	5	49.1	461,970	5439	456,531	
	高校卒	10	50.6	463,588	1,286	462,302	
	中学卒	-	-	-	-	-	
課	事務課長	244	47.8	435,520	3,297	432,223	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	159	47.6	445,848	2,318	443,530	
	短大卒	28	50.5	418,533	779	417,754	
	高校卒	55	47.1	416,743	6,459	410,284	
	中学卒	2	47.3	380,728	32,234	348,494	
種	技術課長	230	47.5	451,719	1,313	450,406	同上
	大学卒	156	47.3	456,398	1,441	454,957	
	短大卒	19	47.2	450,878	1,046	449,832	
	高校卒	55	48.2	439,217	1,042	438,175	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長代理	116	45.9	420,890	24,775	396,115	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	83	45.6	421,249	21,856	399,393	
	短大卒	12	44.6	405,459	25,103	380,356	
	高校卒	21	47.9	429,308	35,828	393,480	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	技術課長代理	100	45.9	445,637	30,552	415,085	同上
	大学卒	81	45.8	454,980	29,908	425,072	
	短大卒	2	48.5	424,294	114,944	309,350	
	高校卒	17	45.8	414,406	21,120	393,286	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務係長	324	44.1	382,871	41,193	341,678	係の長及び係長級専門職
	大学卒	209	42.8	388,256	39,774	348,482	
	短大卒	51	46.2	371,078	38,473	332,605	
	高校卒	62	46.6	374,892	47,578	327,314	
	中学卒	2	47.5	404,212	78,988	325,224	
技	技術係長	273	43.6	385,570	59,123	326,447	同上
	大学卒	150	41.9	394,509	64,948	329,561	
	短大卒	43	44.3	363,528	49,771	313,757	
	高校卒	80	46.5	383,045	54,192	328,853	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	事務主任	310	40.2	323,135	36,680	286,455	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	200	38.0	325,720	38,634	287,086	
	短大卒	57	43.0	298,978	26,517	272,461	
	高校卒	49	45.9	344,746	41,165	303,581	
	中学卒	4	42.9	295,742	40,747	254,995	
係	技術主任	252	39.5	341,797	53,894	287,903	同上
	大学卒	150	37.3	348,431	61,273	287,158	
	短大卒	34	39.4	281,360	21,952	259,408	
	高校卒	66	44.5	364,976	58,502	306,474	
	中学卒	2	49.8	377,505	32,681	344,824	
職	事務係員	1,088	36.7	268,841	26,455	242,386	
	大学卒	613	33.5	276,002	28,152	247,850	
	短大卒	201	40.1	258,198	22,412	235,786	
	高校卒	268	41.2	261,436	26,035	235,401	
	中学卒	6	42.4	251,403	15,816	235,587	
種	技術係員	661	33.8	300,423	43,476	256,947	
	大学卒	417	32.0	307,294	48,119	259,175	
	短大卒	86	36.4	287,270	33,976	253,294	
	高校卒	153	37.1	289,698	36,777	252,921	
	中学卒	5	37.7	300,210	39,404	260,806	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
務	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
技	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事 務 部 長	21	53.3	463,357	4,285	459,072		
	大 学 卒	11	54.0	462,101	5,559	456,542		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	8	51.5	471,862	3,613	468,249		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 部 長	16	53.7	421,255	3,269	417,986		同上
	大 学 卒	9	52.4	438,219	2,354	435,865		
	短 大 卒	2	50.5	427,164	14,254	412,910		
	高 校 卒	5	57.2	390,061	430	389,631		
	関	中 学 卒	-	-	-	-		-
事 務 部 次 長		2	54.5	448,680	0	448,680		
大 学 卒		2	54.5	448,680	0	448,680		
短 大 卒		-	-	-	-	-		
係	高 校 卒	-	-	-	-	-	同上	
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	2	52.0	407,510	0	407,510		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
職	短 大 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員10人以上の課 の長 職能資格等が上記課の長と同等と認 められる課の長及び課長級専門職	
	高 校 卒	2	52.0	407,510	0	407,510		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	28	50.6	391,804	0	391,804		
	大 学 卒	17	50.1	376,081	0	376,081		
	短 大 卒	2	47.5	418,506	0	418,506		
	高 校 卒	9	52.3	415,348	0	415,348		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
種	技 術 課 長	32	49.3	409,641	8,066	401,575	同上	
	大 学 卒	14	47.1	402,352	1,790	400,562		
	短 大 卒	3	46.6	426,933	4,918	422,015		
	高 校 卒	15	51.7	412,826	14,288	398,538		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	7	48.9	359,577	0	359,577	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	5	46.6	360,704	0	360,704	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	54.5	356,760	0	356,760	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	5	48.5	404,877	26,915	377,962	同上
	大学卒	3	49.4	427,569	45,268	382,301	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	47.1	371,600	0	371,600	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	事務係長	39	45.0	321,256	22,278	298,978	係の長及び係長級専門職
	大学卒	14	40.6	328,294	21,327	306,967	
	短大卒	5	44.1	347,522	27,033	320,489	
	高校卒	19	48.2	313,043	22,940	290,103	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 係 長	技術係長	32	43.3	344,829	39,331	305,498	同上
	大学卒	15	39.4	336,234	38,180	298,054	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	15	46.4	359,679	45,100	314,579	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事 務 主 任	事務主任	47	42.6	283,342	17,959	265,383	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	21	37.0	292,907	20,308	272,599	
	短大卒	11	47.2	273,821	21,542	252,279	
	高校卒	14	47.6	273,633	11,091	262,542	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 主 任	技術主任	56	43.4	372,181	69,926	302,255	同上
	大学卒	34	42.5	360,220	64,826	295,394	
	短大卒	7	43.0	348,308	52,950	295,358	
	高校卒	14	46.4	416,744	94,829	321,915	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事 務 係 員	事務係員	261	37.9	244,792	15,044	229,748	
	大学卒	104	34.4	256,879	13,416	243,463	
	短大卒	84	40.5	229,724	13,059	216,665	
	高校卒	71	40.1	243,928	19,734	224,194	
	中学卒	2	41.0	258,094	19,119	238,975	
技 術 係 員	技術係員	160	35.1	300,544	50,920	249,624	
	大学卒	88	33.8	305,385	51,339	254,046	
	短大卒	27	32.0	261,380	36,020	225,360	
	高校卒	45	39.4	314,683	59,051	255,632	
	中学卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

全規模

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。		
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	3	43.7	287,325	37,743	249,582			
	守 衛	3	55.0	336,439	37,081	299,358			
	用 務 員	6	59.2	352,900	877	352,023			
教育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	59.8	733,261	0	733,261			
	大 学 学 教 授	63	58.0	614,321	0	614,321			
	大 学 准 教 授	53	48.7	483,436	0	483,436			
	大 学 講 師	35	45.4	418,761	0	418,761			
	大 学 助 教	30	41.0	403,420	0	403,420			
	高 等 学 校 校 長	2	60.1	562,834	17,278	545,556			
	高 等 学 校 教 頭	5	53.4	593,656	17,609	576,047			
	高 等 学 校 教 諭	101	42.3	450,324	12,127	438,197			
	研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x		x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者,上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
		研 究 部 ( 課 ) 長	36	44.9	575,342	583		574,759	
研 究 室 ( 係 ) 長		8	47.2	474,937	9,727	465,210			
主 任 研 究 員		96	41.1	522,220	61,269	460,951			
研 究 員		93	33.8	347,278	31,218	316,060			
研 究 補 助 員		11	31.5	248,409	24,383	224,026			
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者		
	副 院 長	6	56.2	1,417,063	125,458	1,291,605			
	医 科 長	5	50.2	1,217,744	140,004	1,077,740			
	医 科 医 師	27	36.5	737,919	94,644	643,275	部下に医師又は歯科医師1人以上		
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x			
	薬 局 長	4	50.1	475,671	36,924	438,747	部下に薬剤師2人以上		
	薬 剤 師	23	39.0	377,267	34,665	342,602			
	診 療 放 射 線 技 師	32	45.5	420,383	36,864	383,519			
	臨 床 検 査 技 師	36	45.3	355,108	27,761	327,347			
	栄 養 士	37	33.8	231,973	11,242	220,731			
	理 学 療 法 士	64	33.5	282,636	8,802	273,834			
	作 業 療 法 士	51	30.6	270,346	10,216	260,130			
	種	総 看 護 師 長	6	55.7	409,481	1396	408,085	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上	
看 護 師 長		58	48.0	435,160	44,571	390,589			
看 護 師		172	37.8	343,025	46,962	296,063			
准 看 護 師		92	47.7	279,407	44,800	234,607			

その3 再雇用者

全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	2	63.1	374,192	0	374,192
	60歳男性	-	-	-	-	-
	事務・技術部長	44	62.2	475,306	1,145	474,161
	60歳男性	10	60.0	467,926	1,396	466,530
	事務・技術部次長	3	62.8	376,913	0	376,913
	60歳男性	-	-	-	-	-
	事務・技術課長	34	61.6	374,367	2,600	371,767
	60歳男性	15	60.0	354,476	2,367	352,109
	事務・技術課長代理	11	60.9	413,923	23,698	390,225
	60歳男性	5	60.0	377,539	12,194	365,345
	事務・技術係長	39	62.4	343,358	16,288	327,070
	60歳男性	11	60.0	326,506	22,322	304,184
	事務・技術主任	10	62.9	287,136	4,484	282,652
	60歳男性	2	60.0	309,009	477	308,532
	事務・技術係員	561	62.1	243,128	16,751	226,377
	60歳男性	97	60.0	250,552	20,150	230,402

その1の1 全規模の備考欄参照

第 20 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
7 級	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	—————	—————
6 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長
5 級			
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2・3 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 2 級 対 応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第21表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	計		39.7	(45.9)	(54.1)	(0.0)	60.3
		500人以上	48.3	(64.9)	(35.1)	(0.0)	51.7
		100人以上 500人未満	37.0	(26.1)	(73.9)	(0.0)	63.0
		100人未満	21.8	(20.4)	(79.6)	(0.0)	78.2
高校卒	計		13.3	(45.5)	(51.7)	(2.8)	86.7
		500人以上	14.9	(69.2)	(24.9)	(5.9)	85.1
		100人以上 500人未満	12.0	(31.9)	(69.1)	(0.0)	88.0
		100人未満	12.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	87.5

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である(小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。)

第22表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職 段階	企業規模	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		91.3	33.6	77.6	46.6	8.7
		500人以上	95.0	36.9	83.4	58.6	5.0
		100人以上 500人未満	91.4	37.0	75.5	43.4	8.6
		100人未満	82.1	18.3	68.8	25.8	17.9
課長級	計		83.3	26.3	72.1	41.5	16.8
		500人以上	78.5	25.0	70.7	47.3	21.5
		100人以上 500人未満	88.4	31.2	74.1	42.1	11.6
		100人未満	81.6	15.9	68.8	24.6	18.4

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含めて集計したものである。  
 2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 23 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)	357,005	255,292
	上半期 (A 2)	359,902	253,798
特別給の 支給額	下半期 (B 1)	792,059	470,005
	上半期 (B 2)	792,232	490,723
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.22 月分	1.84 月分
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.20	1.93
	年 間 計	4.42 月分	3.77 月分

(注) 下半期とは平成 28 年 8 月から平成 29 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目 企業規模	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	42.5	57.5	41.7	58.3	50.2	49.8
500 人 以 上	42.4	57.6	41.6	58.4	55.6	44.4
100 人 以 上 500 人 未 満	44.4	55.6	43.5	56.5	50.8	49.2
100 人 未 満	37.3	62.7	36.9	63.1	35.5	64.5

## 第 25 表 民間における家族手当の支給状況

### その 1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直し動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
67.4%	(88.9%)	[11.6%]	[10.1%]	[78.3%]

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

### その 2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	9,859円
配 偶 者 と 子 1 人	15,326円
配 偶 者 と 子 2 人	20,401円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者について 10,000 円、子については、1 人につき 8,000 円、配偶者及び子以外については、1 人につき 6,500 円である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

## 第 26 表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	48.0%
非 支 給	52.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円 以上 28,000円 未満

備 考 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第 27 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働に係る  
割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	22.8	22.8	8.9	8.9
30%	36.9	59.7	29.3	38.1
29%	0.0	59.7	0.0	38.1
28%	0.6	60.3	1.1	39.2
27%	0.6	60.9	1.7	40.9
26%	0.5	61.4	0.9	41.8
25%	38.6	100.0	58.2	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### 3 生計費關係資料



## 平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費Ⅰ……保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成29年4月の各費目別標準生計費を算定した。

### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第三位まで示したものである。

第 28 表 費目別，世帯人員別標準生計費

その 1 全国

(平成 29 年 4 月現在)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	25,350	44,690	52,320	59,960	67,590
住居関係費	46,690	57,620	49,200	40,780	32,360
被服・履物費	2,640	6,620	8,620	10,620	12,620
雑費 I	33,300	45,020	62,030	79,060	96,070
雑費 II	8,580	24,990	27,090	29,200	31,300
合計	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940

(注) 人事院資料による。

その 2 広島市

(平成 29 年 4 月現在)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,202	49,712	58,208	66,704	75,191
住居関係費	44,665	55,120	47,065	39,010	30,955
被服・履物費	2,348	5,891	7,668	9,447	11,224
雑費 I	29,023	39,237	54,065	68,906	83,734
雑費 II	6,890	20,071	21,757	23,448	25,133
合計	111,128	170,031	188,763	207,515	226,237

参考 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費 I	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費 II	0.394	0.427	0.460	0.494

## 4 勞働經濟關係資料



第 29 表 労働経済指標

項目		年度・年月		28年												29年					
		27年度	28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
賃金・労働時間	全国 (全国調査)	① きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	289.1	290.0	293.8	287.5	290.3	290.1	288.3	289.1	291.0	290.7	290.7	288.1	289.3	291.4	295.0	289.1	291.5	
			前年度比・前年同月比(%)	0.5	0.3	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5	0.4	
		② 所定内給与 (調査産業計)	(千円)	264.0	265.0	267.6	263.0	265.7	265.5	264.3	265.0	265.6	265.1	264.9	263.4	264.1	266.1	268.9	264.8	267.3	
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.4	0.4	0.1	0.1	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7	0.7	
		③ 所定外給与 (調査産業計)	(千円)	25.1	25.0	26.3	24.5	24.6	24.5	24.0	24.1	25.4	25.6	25.9	24.7	25.2	25.3	26.1	24.2	24.2	
			前年度比・前年同月比(%)	0.0	△ 0.4	0.9	0.9	△ 0.1	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.5	0.7	△ 1.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.6	
	④ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	148.9	148.3	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7	154.2		
	⑤ 所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.8	12.7	13.3	12.2	12.5	12.5	11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3	12.3		
	広島県 (地方調査)	⑥ きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	284.7	287.3	291.0	284.7	287.5	286.9	284.2	285.8	290.0	287.5	288.8	285.1	287.1	289.7	296.1	289.1	291.6	
			前年度比・前年同月比(%)	1.7	0.9	1.7	1.3	1.0	1.1	0.5	0.9	1.5	0.9	0.9	0.3	0.7	0.6	1.8	1.6	1.5	
⑦ 所定内給与 (調査産業計)		(千円)	255.2	258.0	259.9	256.0	258.6	257.8	255.5	257.5	260.6	257.4	258.5	256.8	257.9	259.8	264.7	260.6	262.4		
		前年度比・前年同月比(%)	1.2	1.1	1.5	1.0	1.4	1.3	0.4	1.1	1.7	1.1	1.2	0.8	0.9	0.7	1.9	1.7	1.5		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		(千円)	29.4	29.3	31.1	28.6	28.9	29.1	28.7	28.3	29.4	30.0	30.3	28.3	29.3	29.9	31.4	28.5	29.1		
		前年度比・前年同月比(%)	7.3	△ 0.3	3.6	3.5	△ 1.5	0.4	0.4	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.7	△ 1.4	△ 3.8	△ 2.1	△ 0.8	1.0	△ 0.2	0.7		
⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	154.8	154.4	160.4	146.4	160.9	157.7	151.5	156.1	154.9	157.1	154.1	143.0	153.5	157.6	159.9	149.4	162.0			
⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	14.8	14.6	15.3	13.8	14.1	14.4	14.0	14.4	14.7	15.0	15.2	14.1	14.5	15.5	15.3	14.0	14.4			
生計費	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)	全 国	(千円)	287.4	282.2	298.5	281.8	261.5	278.1	276.3	267.1	282.0	270.8	318.5	279.2	260.6	297.9	295.9	283.1	268.8	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 1.3	△ 1.8	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	△ 5.1	△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	0.4	2.8		
		人口5万人以上の都市	(千円)	290.3	286.6	303.2	287.3	262.3	284.6	279.2	270.5	288.4	275.3	322.8	284.0	264.6	301.9	300.4	285.8	272.0	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 1.4	△ 1.3	0.0	△ 0.9	△ 3.3	1.5	△ 5.0	△ 2.9	1.4	△ 0.8	0.7	△ 0.2	△ 4.2	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.5	3.7		
広 島 市	(千円)	279.5	306.8	341.0	325.1	285.6	294.9	296.7	292.5	315.6	300.8	325.5	298.5	277.3	390.6	298.3	325.2	294.9			
	前年度比・前年同月比(%)	△ 4.2	9.8	3.8	8.3	8.3	14.8	12.6	8.6	24.8	20.4	8.3	6.8	△ 10.2	23.8	△ 12.5	0.0	3.3			
物 価	⑫ 消費者物価指数	全 国	前年度比・前年同月比(%)	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4		
		広 島 市	前年度比・前年同月比(%)	1.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	0.1	0.5	0.3	0.3	0.0	△ 0.1	0.2	0.3	0.1	
雇 用	⑬ 常用雇用指数(調査産業計)	前年度比・前年同月比(%)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8	1.5		
	⑭ 完全失業率(季節調整値)	(%)	3.3	3.0	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	2.8			
	⑮ 有効求人倍率(季節調整値)	(倍)	1.23	1.39	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51		

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「職業安定業務月報」

- (注) 1 ①, ②, ③, ⑥, ⑦, ⑫及び⑬は平成27年基準(ただし⑫の平成27年度は平成22年基準)である。  
 2 ⑧の増減率は実数比較による。  
 3 ①～⑩, ⑬は事業所規模30人以上の数値である。

